

**令和9年度
国の施策・制度に関する提案・要望書**



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の上昇や一部石油由来製品の供給不足等、社会情勢の先行きが見通せない中、本市では防災・減災対策をはじめ、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、産業振興、環境保全、交通基盤の整備など幅広い分野において施策を推進することにより、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「第2、第3の人生を楽しむなら相模原」と言っていただき、多くの人や企業に選ばれ、将来にわたって持続的に発展を続ける「幸せ色あふれるまち」の実現を目指しています。

一方で、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少などが課題となっている中、本市では令和3年度から令和6年度における「相模原市行財政構造改革プラン」の取組として、まちづくり事業等の選択と集中や既存の公共施設等の見直し、民間活力の導入、都市基盤の整備や産業集積による税源涵養などを行い、財政の健全化を図ってきたところですが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

令和8年6月 相模原市長

本村賢太郎

提案・要望事項 目次

《重点要望》

【国土交通省】

- 1 組合等区画整理補助事業に係る採択基準の緩和【新規】 1
- 2 新たな産業創出の拠点形成に係る財政支援【新規】 3
- 3 自動運転の普及拡大の推進【新規】 5
- 4 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充..... 7
- 5 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充..... 9
- 6 水道施設耐震化事業の防災・安全交付金補助対象の拡大..... 11
- 7 防災・減災、国土強靱化のための対策への財政支援等..... 13
- 8 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備..... 15

【厚生労働省】

- 9 救命救急センター、二次救急医療体制及び
脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等..... 17
- 10 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設..... 19

【文部科学省】

- 11 教職員定数の改善等..... 21
- 12 GIGAスクール構想の推進に向けた財政支援..... 23
- 13 学校給食費の負担軽減に係る財政支援及び学校給食法の改正等..... 25
- 14 部活動の地域展開に向けた取組への支援..... 27

【総務省、国土交通省】

- 15 防災・減災対策に係る財政支援の拡充..... 29

【こども家庭庁】

- 16 保育人材の確保と保育所等の安定的な運営に向けた財政支援..... 31

17	放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実	33
【農林水産省】		
18	認定新規就農者に対する財政支援	35
【農林水産省、林野庁】		
19	農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充	37
【経済産業省】		
20	中東情勢の緊迫化に伴う石油由来製品の 供給の安定化に向けた取組の推進【新規】	39
《通常要望》		
【防衛省、外務省、財務省】		
21	米軍基地の早期返還等	41
【防衛省、総務省】		
22	米軍基地負担に対する財政支援の拡充等	45
【防衛省、外務省】		
23	米軍基地の環境・安全対策等	46
【内閣府】		
24	地域特性を生かしたスタートアップ支援に関する支援措置	48
【個人情報保護委員会】		
25	個人情報保護制度の見直しに伴う対応等	49
【総務省】		
26	マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充	50
27	公共施設等適正管理推進事業債に係る 時限措置の撤廃及び対象事業の拡大	51
【文部科学省】		
28	子どもの健全育成のため体験活動推進事業に係る補助制度の拡充	52

【厚生労働省】

29	看護職員確保対策に必要な財政支援	53
30	災害時医療救護体制に係る財政支援	54
31	医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援	55
32	任意予防接種の早期定期接種化と財源確保等	56
33	感染症法に基づく感染症診査協議会及び 健康診断事業に必要な財政支援	57
34	若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設	58
35	地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び 機器整備に係る国庫補助制度の創設	59
36	障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し 及び地方特例制度の弾力的運用等	60
37	精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と 措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備	61
38	地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大	62

【こども家庭庁】

39	医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し	63
----	---------------------------	----

【国土交通省】

40	新築住宅等の太陽光発電設備の設置義務化及び財政支援	64
----	---------------------------	----

【環境省】

41	有機フッ素化合物（P F A S）総合対策の更なる推進	65
42	動物愛護管理の取組に係る財政支援	66

《重点要望》

1 組合等区画整理補助事業に係る採択基準の緩和【新規】

＜国土交通省＞

提案・要望事項

産業系土地利用による土地区画整理事業の実情に合うよう、組合等区画整理補助事業に係る公共用地率の採択基準を緩和すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・組合等区画整理補助事業の採択基準では、「当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、広場、公園、緑地、河川等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積のおおむね25%以上であること。」とされている。

本市の状況

- ・市独自の助成制度として、土地区画整理事業助成規則を策定しており、助成の要件として、「事業の施行後における施行地区内の公共施設の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の22パーセント以上であること。」としている。

課題

- ・地権者組織が組合等区画整理補助事業を活用するためには、必要以上の幅の道路を設置する必要がある等、事業に過大な公共用地を確保する必要がある。

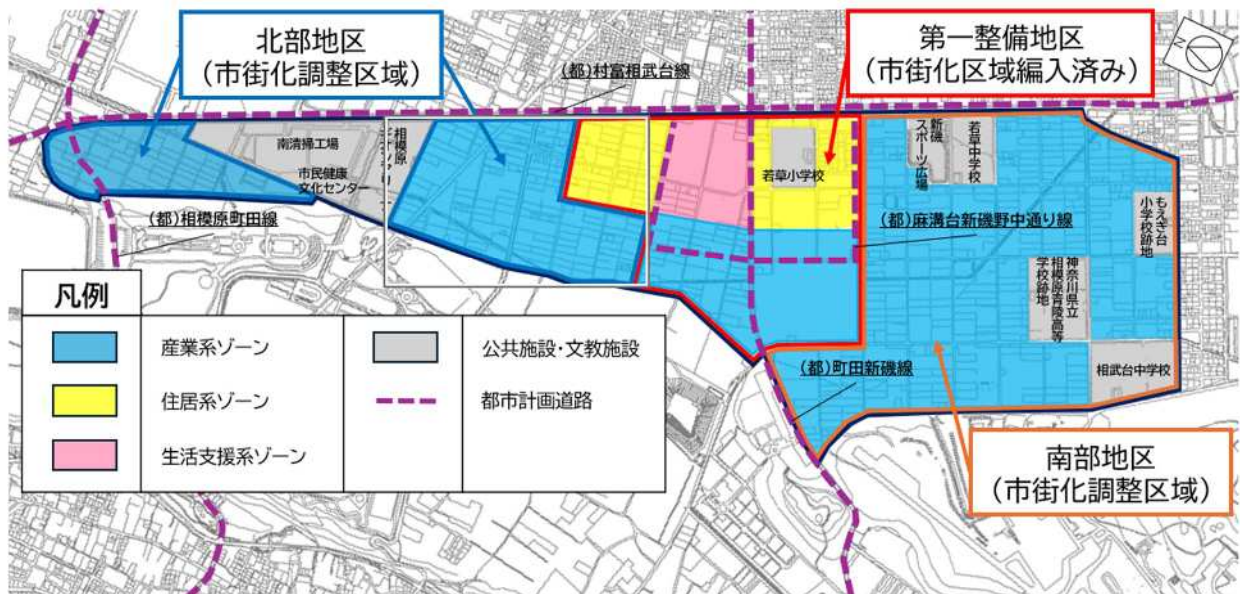
提案・要望の説明

本市域において、組合施行の土地区画整理事業の事業化を検討している地権者組織があり、該当地区は人口減少により人口フレームを根拠とする市街化編入ではなく、工業・流通業務地として、計画的な市街地整備を行うことが前提の地区となります。産業系土地利用を前提として市街化編入をし、土地区画整理事業を行う場合、大きな区画を設定し企業誘致を行うことが想定され、街区道路が少なくなることや公園面積の基準を適用しない場合もあり、住居系土地利用に比べて公共用地面積が少なくなる傾向があるため、組合等区画整理補助事業の採択基準を達成しようとする場合、事業に必要以上の公共用地を確保する必要があります。

こうしたことから、土地利用の促進を図るため、組合等区画整理補助事業に係る公共用地率の採択基準を緩和するよう要望します。

麻溝台・新磯野地区 土地利用構想図

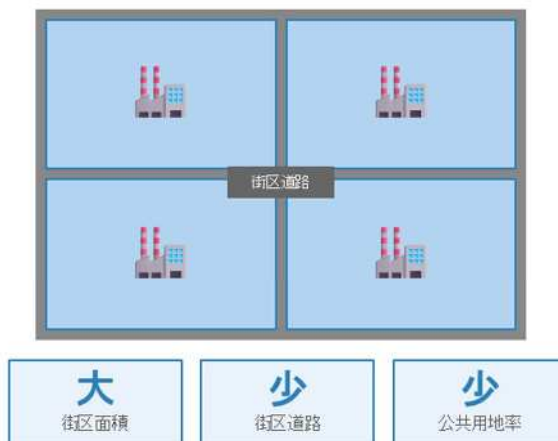
麻溝台・新磯野地区 土地利用構想図



産業系ゾーンと住居系ゾーンの比較（イメージ図）

産業系ゾーン

大街区・少ない街区道路



住居系ゾーン

小街区・多い街区道路



※イメージ図であり、実際の計画とは異なります

【提案・要望の担当】

都市建設局麻溝台・新磯野まちづくり課長 石田 真也 TEL042-769-1393

2 新たな産業創出の拠点形成に係る財政支援【新規】

<国土交通省>

提案・要望事項

産業を中心とした新たな拠点の整備を目指す麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業において、アクセス道路の整備を重点計画としていることから基盤整備等に関し、十分な財政措置を講じること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・社会資本整備総合交付金道路事業では、ストック効果を高めるアクセス道路の整備が重点配分対象（国庫率55%）とされている。

本市の状況

- ・麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業は、事業を一時中断していたが、令和7年度から基盤整備工事を再開した。
- ・本格的な基盤整備工事の再開により増大する事業費に対し、社会資本整備総合交付金対象事業に係る令和8年度要望額に対する国の財政措置は重点配分対象にも関わらず3%程度となっており、事業費に対する国費率は1.65%となっている。

課題

- ・工業団地の一面を形成する最大街区においては、令和11年度の供用開始を目指し、整備を進めていることや他の大規模街区においても、令和14年度頃の供用開始に向けて、企業誘致を進めている。一方で、ストック効果を高めるアクセス道路の整備に当たっては、工業団地の造成などの民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資する事業となるが、令和8年度から11年度にかけて工事規模が最大となる中、令和8年度の国の財政措置状況を踏まえると、財源不足による基盤整備工事の遅延が懸念される。

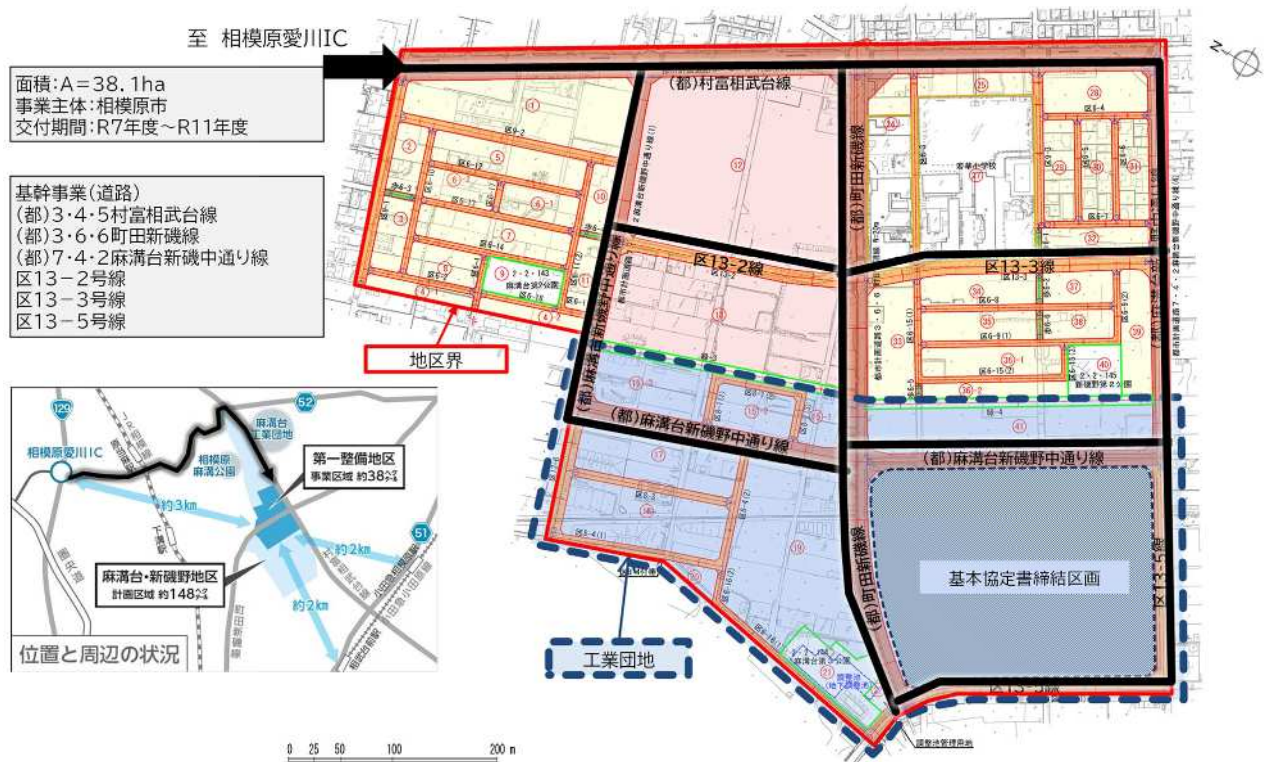
提案・要望の説明

本土地区画整理事業は、圏央道相模原愛川インターチェンジからの広域ネットワークを生かし、市内外の産業需要を支える新たな産業創出の拠点を形成することを目的としており、本市のさらなる発展のために必要な事業となります。当該事業は、平成26年に事業計画決定し事業を開始し、その後、大量の地中障害物の発出等により、令和元年6月から事業を中断していましたが、令和4年5月に事業再開を決定し、令和7年度から工事を再開しました。こうした経緯から、早期使用収益開始の実現を第一に事業完了に向けて取組んでおります。

今後も大規模なアクセス道路の整備が控えており、令和14年度の工事完了に向けて円滑かつ着実に事業を推進するため、安定的な事業費の確保が不可欠になることから、国費率に基づく確実な財政措置を講じることがを要望します。

参 考

ストック効果を高めるアクセス道路整備図



【提案・要望の担当】

都市建設局麻溝台・新磯野区画整理事務所長 角 裕樹 TEL042-769-9254

3 自動運転の普及拡大の促進【新規】

＜国土交通省＞

提案・要望事項

- 1 自動運転社会実装推進事業については、初期費用の補助率は4/5となっているが、社会実装後のランニングコストについても十分な財政支援を行うこと。
- 2 補助要件として2年以内の全区間でのレベル4達成や原則リース車両の活用が認められないなど、新規で自動運転に取り組む自治体にとって、参入が非常に厳しくなっていることから、自動運転の普及を推進するため、新規で取り組む自治体が参入しやすい補助制度とすること。
- 3 高額な車体費用を抑えるための規格の標準化、システムの共通化など、更なる自動運転の普及拡大に向けた取組を国が主体となって推進すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和9年度までに全国100か所以上で自動運転レベル4の移動サービスの実現を目標とし、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）により支援。現行の支援制度は新規で自動運転に取り組む自治体にとって要件が厳しく、また社会実装までの支援が中心となっている。

本市の状況

- ・地域公共交通の確保維持のために自動運転の実証運行に取り組んでいる。国土交通省の補助金について、令和9年度までに全区間での自動運転レベル4の達成や原則リース車両の活用が認められない等の要件であることから活用できておらず、市の費用負担が大きくなっている。

課題

- ・地域公共交通の確保維持の解決手段の一つとして国は自動運転の社会実装を推進しているが、自動運転については社会実装後も含めて大きな費用負担が課題であり、普及拡大の障壁となっている。

提案・要望の説明

全国的に運転士不足が課題となっており、バスの減便や路線廃止が全国各地で発生していることから、国は地域公共交通の確保維持の手段として自動運転の社会実装を推進しており、本市においても、自動運転の社会実装に向けて実証運行に取り組んでいます。

自動運転については、実証段階における初期費用が高額であることに加え、社会実装後においても、保守・点検、システム更新、遠隔監視等に要するランニングコストが大きな負担であることが課題となっています。

国土交通省の補助金については、令和9年度までに全区間での自動運転レベル4の達成や原則リース車両の活用が認められないなど、非常に厳しい要件となり、本市においては活用できていません。

地域公共交通の維持確保に関しては、地域住民にとって必要不可欠な事業であり自動運転の普及を推進するため、補助金制度の柔軟な運用・拡充や新たな補助制度の創設を要望します。

更に、高額な車体費用を抑えるための規格の標準化、システムの共通化など自動運転の普及拡大に向けて、国が主体となり推進することを要望します。

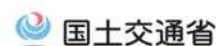
参 考

令和7年度自動運転プレ実証運行



期間	令和8年3月7日、8日
乗車エリア	相模原駅北口
乗車人数	193人
運行回数	22回
総走行距離	約77km
自動運転率	約92%

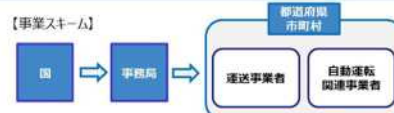
令和8年度 自動運転社会実装推進事業



- 自動運転は、人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待
- 地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援

対象事業者	地方公共団体（都道府県・市町村）
補助率	4／5
申請条件等	・遅くとも2027年度末までに L4 実装（全区間） ・未達成となった場合には、補助金の一部を返還
対象事業イメージ	・定時定路線型の自動運転移動サービス ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等
補助対象経費	・車両購入費 ・車両改造費 ・自動運転システム構築費 ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等
支援の枠組み	（1）重点支援（補助上限額：4億円） ○地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業 （2）一般支援（補助上限額：2億円） ○上記を除く、早期にレベル4達成が見込まれる事業
省人化支援（補助上限額：0.2億円）※補助率2/5	
レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資として、L4実現後も自動運転サービスの省人化向上に資する技術的課題解決の取組みを支援	

【事業スキーム】



自動運転大型バス



自動運転タクシー



【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり推進部交通政策課長

長澤 孝

TEL042-769-1395

4 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充

＜国土交通省＞

提案・要望事項

1 橋本駅周辺整備推進事業について

世界を先導する経済集積圏域を結ぶ日本中央回廊の形成に資する、橋本駅南口の土地区画整理事業及び街路事業について、事業期間が長期に渡ることから、円滑に事業が進むように、十分な予算措置を講ずること。

また、リニア中央新幹線の新駅設置とともに、交通結節機能を高める既存在来線の駅の移設など、関連する鉄道事業についても、補助財源の確保に向け、十分な財政的な支援を行うこと。

2 相模原駅周辺まちづくり事業について

相模原駅周辺地域について、今後、まちづくりを進めていく上で、連続立体交差化などの都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良なども視野に検討していることから、具体化に当たっては国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を行うこと。

3 小田急多摩線の延伸について

都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・現在建設中のリニア中央新幹線については、その開業によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界を先導する経済集積圏域となる日本中央回廊の形成が期待されている。

本市の状況

- ・リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めている。
- ・橋本駅南口地区の土地区画整理事業（UR施行）が、令和7年9月に国から事業計画の認可を受けた。
- ・相模原駅周辺のJR横浜線の連続立体交差事業実施の可能性を検証するため、令和8年度に予備調査を予定している。

課題

- ・橋本駅南口の交通広場及び圏央道相模原 I C 方面から橋本駅周辺へのアクセス強化が必要となっている。
- ・相模原駅周辺については、J R 横浜線や相模総合補給廠により、周辺地域一帯が南北間で分断されていることから、周辺道路にて渋滞が発生しやすい状況となっている。
- ・小田急多摩線の延伸については、建設費の精査や需要の創出など、収支採算性の確保に向けた取組が必要となっている。

提案・要望の説明

本市では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、相模総合補給廠一部返還地の活用、小田急多摩線の延伸など、様々な大規模プロジェクトが進行中であり、こうした大きなポテンシャルを生かすため、橋本・相模原両駅周辺を一体的な「広域交流拠点」として、首都圏南西部全体の成長の源泉となる「さがみはら新都心」の形成に向けて 50 年、100 年先を見据えたまちづくりを進めております。

リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区では県立相原高校跡地を中心としたまちづくりに向けた取組を進めており、相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地のまちづくりの中で J R 横浜線の連続立体交差化なども視野に入れた周辺道路ネットワークの検討に加え、小田急多摩線の延伸に向けた取組を行っています。

両駅周辺を一体とするまちづくりは、多様な交流を生み出すものであり、第三次国土形成計画にて示された、日本中央回廊の形成に資するものです。今後、まちづくりを進めていく上で、土地地区画整理事業や街路整備事業といった都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良などを進めていくことから、事業の確実な推進には、国による力強い支援が必要不可欠であり、国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を要望します。

あわせて、小田急多摩線の延伸は首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、相模原駅周辺地区のまちづくりにとって、都心とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は必要不可欠な取組です。

延伸に当たっては事業スキームとして「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を要望します。

参 考



【提案・要望の担当】

都市建設局リニアまちづくり課長	佐藤 直樹	TEL042-707-7047
都市建設局相模原駅周辺まちづくり課長	齊藤 友昭	TEL042-707-7026
都市建設局まちづくり推進部交通政策課長	長澤 孝	TEL042-769-1395

5 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充

＜国土交通省＞

提案・要望事項

地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の設定において、事業規模に応じて増額するなどの財政的な支援を拡充すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・ 関東運輸局管内の本市を含む106件の自治体が令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象としている。

本市の状況

- ・ 国の地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定を受け、富士急バスが運行する名倉循環線、神奈川中央交通が運行する野05、08、11、12系統を運行中。（補助対象期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日）

課題

- ・ 人口減少が進む中山間地域を中心に、路線バスの撤退申し出等への対応として、地域の移動手段の確保のため、赤字補てんによる路線バスの運行継続や乗合タクシー等の導入を行っている。
- ・ これらの事業では、国の地域公共交通確保維持事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、安定的な運行に努めている。
- ・ 一方、当該補助金の補助上限額は、市区町村ごとに毎年設定されるが、補助金の算定内訳としては、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めていることから、対象事業を複数実施する場合などは補助上限額を大きく超えてしまうため、実際の事業規模に即した補助制度となっていない。

提案・要望の説明

本市では人口減少が進む中山間地域を中心に、路線バスの撤退申し出への対応や交通不便地域の解消のため、地域の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

こうした中、地域の移動需要に応えるため、地域交通活性化協議会等で協議を行い、地域の実情に応じて、赤字補填による路線バスの運行継続や乗合タクシーの導入などにより移動手段の確保に努めています。

これらの事業は、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金により支援いただいているところですが、当該補助金の毎年設定される市区町村毎の補助上限額は、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めております。

このため、燃料費や人件費の高騰等により事業費用が増大するにつれて、補助対象経費が増加し、補助上限額を大きく超えてしまうため、経費に対する補助の割合が低下し、市の財政負担が増加することが課題となっています。

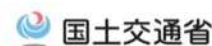
こうしたことから、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に向け、事業規模に応じて増額するなどの当該事業に対する財政的支援の拡充を要望します。

参 考

<国庫補助充当率等の推移>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助対象系統数	6 系統	6 系統	6 系統
補助対象経費	46,830,000 円	48,526,000 円	60,861,000 円
補助金額	2,561,000 円	2,905,000 円	2,446,000 円
国庫充当割合	5.5%	6.0%	4.0%

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

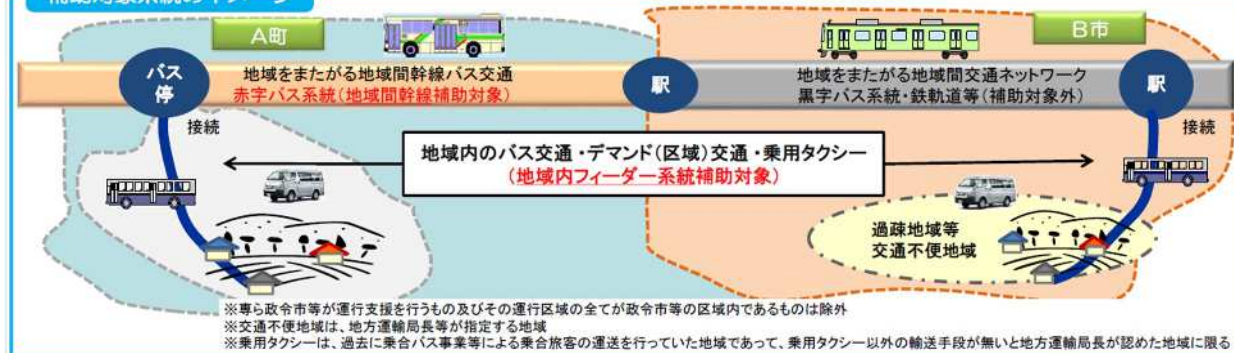
補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
・自家用有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
・経常赤字であること

補助対象システムのイメージ



【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり推進部交通政策課長

長澤 孝

TEL042-707-7239

6 水道施設耐震化事業の防災・安全交付金補助対象の拡大

＜国土交通省＞

提案・要望事項

本市の簡易水道事業においても、水道施設の耐震化が推進できるよう、防災・安全交付金の補助対象を拡大すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成19年6月に、経営基盤が脆弱な簡易水道事業に対する支援制度を維持しつつ、事業の統合を促進するため、平成28年度末までに簡易水道事業を上水道事業に統合する統合計画の策定を促すとともに、統合の推進及び高料金化対策への重点化等に資するよう、簡易水道等施設整備費国庫補助制度を見直した。
- ・平成27年1月に、簡易水道事業が独立採算の原則に基づき、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう要請した。
- ・令和6年4月に、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政を国土交通省に移管し、下水道や道路と行政を一元化することで、より強化したインフラ対策を図っている。
- ・令和6年9月に、上下水道耐震化計画の策定を要請した。

本市の状況

- ・本市は、平成18年3月及び19年3月に市町合併を行い、旧津久井町及び旧藤野町が運営していた6つの簡易水道事業を引き継ぎ、平成21年度から令和元年度まで、市営の簡易水道事業と統合することが合理的な組合運営の小規模水道の統合整備を行い、現在は、3つの簡易水道事業からなる特定簡易水道事業となっている。
- ・令和2年4月に、国の要請に基づき公営企業会計へ移行するとともに、簡易水道事業審議会を設置し、料金改定や広域連携等の経営の健全化に向けた取り組みを進めている。
- ・令和5年3月に「簡易水道施設耐震化計画」を策定し、水源、配水池及び基幹管路（導水管）等の耐震化を実施することとしている。令和5年度は、耐震化に向けた事前調査等を実施し、令和6年度から耐震化に係る詳細設計に着手し、令和7年度以降は耐震化に係る工事を順次実施している。
- ・令和7年1月に、上下水道耐震化計画を策定した。

課題

- ・本市の簡易水道事業は、小規模であり高低差のある中山間地に位置しているため、水道施設の維持管理等には、市街地と比較して多額の費用がかかっており、人口も少ないことから水道料金だけでは事業費を賄うことができず、多額の一般会計からの繰入金に依存している状況である。
- ・水道施設耐震化事業（生活基盤近代化事業）においては、地震対策等地域でないことや特定簡易水道事業であることから補助の対象外であるため、水道施設の耐震化の計画的な推進に要する財源の確保が課題となっている。

提案・要望の説明

令和6年能登半島地震による広範囲で長期間の断水は、水道管の耐震化が進んでいなかったことが要因のひとつとして挙げられており、今もなお、被災地域の住民の生活に多大な影響を及ぼしていることから、本市においても安全で良質な水を発災時にも安定して供給するため、水道施設等の耐震化対策が喫緊の課題となっています。

水道施設等の耐震化に関しては、令和5年度まで厚生労働省で行っていた生活基盤耐震化等交付金の補助対象でしたが、本市は交付金取扱要領で定める地震対策等地域に該当しないなど、補助要件を満たしていませんでした。

令和6年4月からは、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政が国土交通省に移管され、国土交通省の防災・安全交付金の補助対象事業になりましたが、補助要件は従前と同様であることから、本市の簡易水道事業に関しては補助事業の対象外となっています。

水道施設の耐震化に関しては、給水区域内の住民にとって必要不可欠な事業であり、国において、防災・安全交付金の補助対象の拡大又は新たな補助制度を創設するよう要望します。

参 考

簡易水道施設耐震化計画総事業費（令和5年度～令和14年度）

配水池	322,800 千円
管路	139,080 千円

簡易水道施設耐震化計画事業費の推移

令和5年度	令和6年度	令和7年度
耐震化に向けた事業方針の検討	11,046 千円	12,919 千円

【提案・要望の担当】

都市建設局下水道部津久井下水道事務所長 白井 裕一 TEL042-687-5504

7 防災・減災、国土強靱化のための対策への財政支援等 ＜国土交通省＞

提案・要望事項

- 1 自然災害に備え、生命・財産を守るため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組への財政支援として20兆円強とする旨が示されているが、資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ十分な財政支援を講ずること。
- 2 ライフラインの強靱化に向け、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図り、健全性Ⅱ（予防保全段階）の道路施設に対しても、十分な財政支援を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成30年12月14日に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定
- ・令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定
- ・令和7年6月6日に「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定

本市の状況

- ・道路、橋りょうや下水道などの都市基盤となる施設において、第2次市道路施設長寿命化修繕計画及び市下水道施設維持管理計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施している。
- ・土砂災害を未然に防止するため、道路災害防除事業として、定期的な斜面調査を実施して危険度の評価を行い、優先順位を付けて対策工事を計画的に実施している。
- ・災害への備え、安全な歩行空間の創出などを目的として、市無電柱化推進計画に基づき、無電柱化事業を実施している。
- ・大規模地震の発生に対し、下水道の重要な機能や緊急輸送道路の安全性・信頼性などを確保するため、市下水道施設地震対策事業計画に基づき、下水道施設の耐震化を実施している。
- ・近年、気候変動の影響などにより激甚化・頻発化する水害に対応するため、第3次相模原市雨水対策基本計画に基づき、浸水対策を実施している。

課題

- ・道路災害防除事業の事業規模や事業費が膨大になることや、道路、橋りょうや下水道などの都市基盤の老朽化による要修繕箇所が増加により、修繕工事等に要する財源の確保が課題となっている。
- ・橋りょう等の大型の道路構造物は、これまで健全性Ⅳ（緊急措置段階）及び健全性Ⅲ（早期措置段階）の施設への対策を進めてきたが、今後は、健全性Ⅱ（予防保全段階）判定の施設においても計画的に対策を進めていく必要があり、財源の確保が課題となっている。
- ・第1次国土強靱化実施中期計画の対象とならない緊急輸送道路以外の無電柱化や、補助対象とならない管きよの老朽化対策など、対策を推進するための財源確保が課題となっている。

提案・要望の説明

近年の大規模な自然災害による道路や下水道施設など公共インフラの広範囲にわたる被災は、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、インフラの老朽化対策を含め、災害に備えた対策の推進が必要不可欠となっています。

本市においても市民生活の安全・安心を守るため、防災・安全交付金や個別補助などによる支援をいただき、道路災害防除事業や道路や橋りょう、下水道の耐震化・老朽化や浸水対策などを進めています。今後、令和7年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画により中長期的かつ明確な見通しのもと、切れ目なく国土強靱化の取組を進めていくために、令和9年度予算では、令和7年度補正予算と令和8年度当初予算を合わせた規模を大幅に上回る必要な財源を安定的・継続的に確保するよう要望します。

また、本市ではこれまで健全性Ⅳ（緊急措置段階）及び健全性Ⅲ（早期措置段階）判定の道路施設への対策を進めてきたが、今後は健全性Ⅱ（予防保全段階）判定の道路施設においても対策を進める必要があり、道志橋、橋沢第一橋、相模大野駅北口ペDESTロリアンデッキなどへの対応についても十分な財政措置を要望します。

参 考 防災・減災、国土強靱化のための対策による事業個所

【健全性Ⅱ（予防保全段階）判定】

○道志橋

国道412号

緑区寸沢嵐ほか地内

○橋沢第1橋

市道橋沢1号

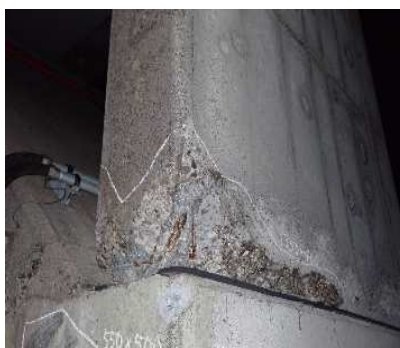
緑区与瀬地内

○相模大野駅北口

ペDESTロリアンデッキ

市道相模大野32号

相模大野3丁目地内



【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長

小林 誠

TEL042-769-8373

都市建設局道路部路政課長

加藤 弘文

TEL042-769-8359

都市建設局下水道部下水道経営課長

長沼 淳

TEL042-707-1840

8 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備

<国土交通省>

提案・要望事項

- 1 国道16号の効果的な渋滞対策及び交通安全対策の実施とともに、緊急輸送道路として災害時においても的確に対応できるよう無電柱化を進めるなど、機能強化を早期に図ること。
- 2 圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号及び津久井広域道路並びに都県を結ぶ幹線道路である（都）相原大沢線、（都）宮下横山台線及び（都）淵野辺駅山王線の整備について、十分な財政措置を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成25年 1月18日 主要渋滞箇所特定結果公表（国道16号鶴野森交差点等）
- ・平成28年～平成31年 国道16号町田立体（本線部・ランプ部）開通
- ・令和 3年 4月13日 原当麻第一踏切道（県道52号）が踏切道改良促進法第3条第1項に基づく「改良すべき踏切道」に指定。

本市の状況

- ・国道16号は本市の骨格となる主要幹線道路であり、その沿道では、リニア中央新幹線駅の設置や相模総合補給廠の一部返還による橋本駅・相模原駅周辺のまちづくりが進展中
- ・県道52号では、災害拠点病院である北里大学病院周辺とJR相模線立体交差箇所事業中
- ・津久井広域道路では、市道沼荒久根小屋金原から県道513号までの約1.0kmの区間において事業中
- ・都県を結ぶ（都）相原大沢線、（都）宮下横山台線及び（都）淵野辺駅山王線について事業中

課題

- ・国道16号及び県道52号では主要渋滞箇所が多数存在し、慢性的に渋滞が発生していることから、時間的・経済的損失を引き起こすとともに、都市活動や生活環境に悪影響をもたらす。
- ・特に、国道16号は長年にわたり渋滞箇所の改善が図られず、また、事故危険区間が多数存在し、交通事故の危険性がある。
- ・国道16号は緊急輸送道路として位置づけられているが、無電柱化されていない区間があり、災害時にその機能を発揮できない恐れがある。
- ・橋本駅・相模原駅周辺やインターチェンジ周辺のまちづくりを行う上で、国道16号の機能強化やインターチェンジアクセス道路及び都県を結ぶ幹線道路の整備における広域交通ネットワークの強化は必要不可欠である。

提案・要望の説明

1 国道16号の機能強化

国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市

など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、本市内においては主要渋滞箇所が多数存在しており、特に鶴野森交差点付近の渋滞が顕著です。また、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても渋滞が課題となっております。さらに、神奈川県安全性向上委員会において、事故危険区間として位置付けられている区間が国道16号に18か所存在することも課題となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の慢性的な渋滞の緩和策として「淵野辺交差点から鶴野森交差点まで」のバスベイの設置などの効果的な渋滞対策及び各事故危険箇所に応じた交通事故の対策を進めるとともに、歩行者の安全確保策として「淵野辺交差点から大野台2丁目歩道橋まで」の歩道拡幅などの交通安全対策を図り、更に、緊急輸送道路として国道16号が位置づけられていながら、この区間は無電柱化がされていないため、無電柱化の推進も含め機能強化を早期に図るよう要望します。

2 インターチェンジへのアクセス道路等の整備推進

本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号(相模原愛川IC接続)や津久井広域道路(相模原IC接続)の整備を進めております。

県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。また、広域交通ネットワークをより強化するために、都県を結ぶ幹線道路を整備推進することは必要不可欠であります。

これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。

参 考



【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長	小林 誠	Tel.042-769-8373
都市建設局道路部道路整備課長	山縣 義朗	Tel.042-769-8360
都市建設局道路部特定路線整備課長	中村 陽	Tel.042-769-9264
都市建設局リニアまちづくり課長	佐藤 直樹	Tel.042-707-7047

9 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等

＜厚生労働省＞

提案・要望事項

急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに財政支援を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・全国において令和6年は救急出動件数及び搬送人員ともに3年連続で過去最多となった。令和2年はコロナ禍の影響で一時的に減ったものの、一貫して増加傾向にある。

また、救急搬送患者に占める高齢者の割合は、平成13年には38.5%だったが、令和6年は63.3%と大幅に増加している。令和7年に団塊世代が75歳以上となり、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる中、こうした救急患者の高齢化は加速するものと考えられる。

本市の状況

- ・救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、市独自で委託・補助を行っている。令和8年度予算は約2億8千5百万円の増額、令和7年6月・令和8年3月補正予算で救急医療機関への物価高騰支援を実施した。
- ・令和6年に施行された「医師の働き方改革」によって、医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制等の適用や、大学病院等からの医師派遣の縮小により、地域における救急医療体制の確保に深刻な懸念が生じている。
- ・市病院協会より高齢者の下り搬送や、不採算性の診療科である小児・周産期及び精神救急医療への支援を求められている。

課題

- ・脳神経系救急に関しては受入可能な病院が少なく、また脳神経内科・脳神経外科の医師も不足していることから、救急患者の市内完結に限界が来ている。
- ・高齢者が急病で救急搬送となった場合、複数の基礎疾患や合併症等により幅広い診療が必要となることが多く、受入先医療機関の選定が困難となる傾向が強い。また、救急搬送後の症状の慢性化・重症化等により入院が長期化することが多いほか、単身世帯や要介護等の理由で退院先が決まらない、いわゆる「出口問題」もあり、新たな救急患者を受け入れるための病床に空きが生じにくい現状となっている。
- ・少子化の影響で、小児・周産期医療は採算性が悪く、本市でも1病院が令和8年度より二次救急当番から撤退し、残り3病院で小児科当番を埋めることが難しくなっている。

提案・要望の説明

本市では、急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、独自で委託・補助を行っています。

昨今、医師の働き方改革により医師の確保が困難になっており、令和7年度に実施された日本医師会の調査結果では、医師の働き方改革の影響による救急搬送の受け入れ困難（断り）事例が前年度より増加しています。

また、自院での医師確保が難しく、民間の紹介システムを頼らざるを得ない医療機関が増えており、高額な紹介料が医療機関の負担となっています。

本市の救命救急センターでは、外科の医師が不足している影響で三次救急の体制維持が困難になる事案、二次救急では大学病院からの医師派遣の引き揚げにより、小児科等で二次救急応需輪番制の当番が組めない事案、脳神経系救急では脳外科医の不足により救急搬送の受入が困難となる事案が発生しています。

こうしたことから、国においても、救命救急センター、二次救急医療及び脳神経系救急医療の体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、救急医療を担う医療機関に対し財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策担当部長（健康福祉局保健衛生部医療政策課長（兼））

椎橋 誠子 TEL042-769-9230

10 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設

＜厚生労働省＞

提案・要望事項

「墓地、埋葬等に関する法律」に地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する国の財政支援を定めた上で、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・火葬場整備に係る国からの補助制度はない。

本市の状況

- ・新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっており、増加する火葬需要への対応を検討している。

課題

- ・全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっている。

提案・要望の説明

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。

そのような中、地域社会にとって必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置也没有ありません。

火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。

こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。

参 考

本市の状況（令和8年1月15日市広報誌より）

2 広報 さがみはら 令和8(2026)年1月15日 No.1569



特集

増加する火葬需要と市営斎場

増加する火葬需要とそれに対する市の取り組みを紹介します。
 斎場準備課 042-707-7025



課題

このままでは市営斎場の対応能力が不足することが見込まれます。

進み続ける超高齢化

超高齢化の進行で、火葬件数が増え続けています。市営斎場で1日に火葬できる件数は限られるため、亡くなる人が多くなる冬は火葬までの日数が長くなる傾向があります。

火葬需要は約40年後にピークを迎えます。



市内の住民死亡者数



※「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」を基に試算（令和6年度までは実績値）



対策

市営斎場の機能拡充と新斎場整備の2つの対策を進めています。

対策①

市営斎場の機能拡充

市営斎場の利用時間延長や施設のレイアウト変更などで、1日当たりの火葬件数を増やす取り組みを進めています。



対策②

新斎場の整備

緑区青山での新斎場整備に向け、火葬炉の数や待合室の広さなど、必要な設備や施設の考え方を定める基本計画の策定を進めています。



【提案・要望の担当】

市民局新斎場整備課長

安西 亮

TEL042-707-7027

市民局斎場管理課長

武田 浩一

TEL042-707-7025

提案・要望事項

- 1 特別支援学級における定数配置基準の見直しを含め、学級編制の標準の更なる改定を進めること。また、いじめ、不登校、暴力行為、著しい学習遅滞など、特にきめ細かな指導を要するために措置される「児童生徒支援」や通常の教員定数に加え、ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別指導などのきめ細かな教育を実現するための「指導方法工夫改善」、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る定数を拡充すること。
- 2 校外教育支援センター及び校内教育支援センターに係る教職員の配置について、義務標準法に基づく加配定数として拡充すること。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加配定数として拡充するとともに、定数化されるまでの間について、その活用に対する財政支援を行うこと。
- 3 「学校型」の学びの多様化学校の教職員定数について、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・加配定数は、児童生徒数ではなく、特別支援教育（通級指導）いじめ・不登校への対応、貧困による教育格差の解消、外国人児童生徒への日本語指導など、学校の課題に応じ措置されている。
- ・少子化の中にあっても、学校が抱える教育課題は急増している。

本市の状況

- ・子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化している。また、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状である。

課題

- ・「児童生徒支援」や「指導方法工夫改善」の拡充や養護教諭および共同学校事務室の推進に係る配置充実の実現には、人件費の拡充が必要になるとともに、配置するための人材も不足している。より多くの良い人材を確保するために教員の給与、待遇面における法整備などが課題である。

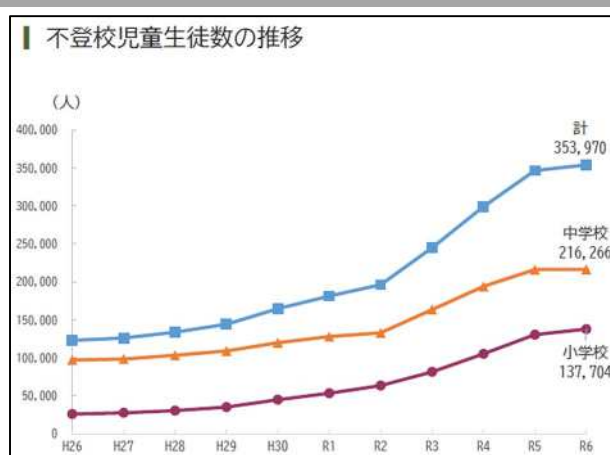
- ・国の「校内教育支援センター支援員の配置事業」では、補助期間が支援員配置から3年以内である他、在籍校の教職員が指導等に当たった場合の後補充非常勤講師の配置に対する補助はないことが課題である。

提案・要望の説明

- 1 近年、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、特別支援学級における定数配置基準の見直しを含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、いじめ、不登校、暴力行為、著しい学習遅滞など、特にきめ細かな指導を要するために措置される「児童生徒支援」やティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別指導などのきめ細かな教育を実現するための「指導方法工夫改善」、養護教諭の配置充実、共同学校事務室の推進に係る学校事務体制の機能強化など、定数のさらなる拡充を要望します。
- 2 子どもを取り巻く環境や児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化し、不登校児童生徒が増加する中、適切な支援を行うためには、高度なスキルを求められることから、校内教育支援センターについては在籍校の教職員が指導等に当たることが重要であり、同様に校外教育支援センターにおいても教職員の配置が必要です。また学校内外においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的であるため、加配定数の確保を要望します。
- 3 国が設置を促進している学びの多様化学校は、様々な課題を抱える児童生徒を受け入れる場所ですが、「学校型」として単独設置した場合、配置される教職員は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数が適用され、特別支援学級のような手厚い人員配置になっておりません。このような状況から、適切な支援を実現するためには設置自治体の財政負担が過大なものとなるため、学びの多様化学校の教職員定数について、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けるよう要望します。

参 考

加配定数と各教育課題の増加状況等



○年間30日以上欠席者数は、10年前に比べて約2.9倍に増加。

○不登校児童生徒数は、小学校1年生、中学校2年生以外の学年が前年度と比較して増

【提案・要望の担当】

教育局教育相談課長

島田 真人

TEL042-769-8285

教育局学校教育課教職員課長

北村 綾

TEL042-769-8279

12 GIGAスクール構想の推進に向けた財政支援

＜文部科学省＞

提案・要望事項

GIGAスクール構想の推進に必要なランニングコストや運用保守、支援体制の整備等に係る経費が増大していることから、補助事業の新設・拡充などの必要な財政支援を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・通信費、ネットワーク関連費用、Webフィルタリングに係わる費用等のランニングコストについて補助対象外となっている。また、「GIGAスクール運営支援センター事業」が令和6年度をもって廃止され、ヘルプデスクやネットワーク保守等の経常的な取組は補助対象外となった。
- ・ICT支援員について、地方財政措置が講じられているが、配置基準（4校に1人）は現場のニーズに対し不十分であり、全額が一般財源化される中で拡充が困難な構造となっている。

本市の状況

- ・令和7年度に児童・生徒用タブレットPCの更新及び校内ネットワーク改善のための改修を実施。
- ・ランニングコストは、これまでPC教室の廃止等によって一般財源から捻出してきたものの、タブレットPCの更新やネットワーク改善に伴う回線の増強等による増額分は賄いきれない。
- ・ICT支援員の経費について地方財政措置が講じられているものの、全額市費での負担となっている。

課題

- ・タブレットPC活用のために必要となるランニングコスト等の費用負担は大きくなる一方である。
- ・一層充実した学習活動等を継続的に展開するためには、ICT支援員の拡充に係る財源の確保が課題である。

提案・要望の説明

本市では、GIGAスクール構想第2期の基盤として、令和7年度に児童・生徒用タブレットPCの更新と校内ネットワークの通信速度の改善を図るなど、教育DXを推進するための環境整備を実施しました。令和8年度以降さらなる活用推進を図り、充実したICT環境の整備を目指して行くところです。

しかしながら、ネットワーク環境の改善に伴って増額する、高速通信を維持するための通信回線料やネットワーク機器関連費用、Webフィルタリングに係る費用等のランニングコストが、国の補助対象外となっていること、また、タブレットPCやネットワークの安定稼働を支えるヘルプデスクや保守体制といった「運用保守」のこれまでこれらの中核を担ってきた「GIGAスクール運営支援センター整備事業」が、令和6年度をもって終了したことで、地方単独での負担

増・財源の確保が課題となっています。学校でのタブレットPCの活用が「日常化」している現状を踏まえると、こうした運用・保守体制の維持は不可欠であり、支援がない現状は市にとって大きな負担となっています。

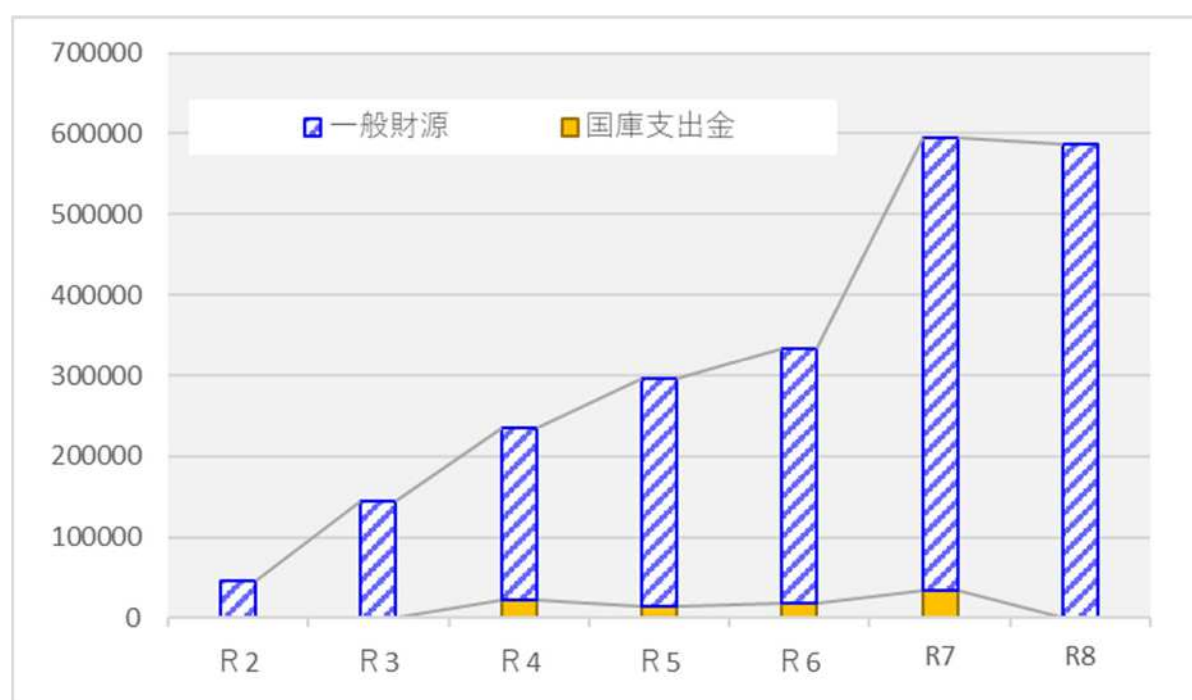
また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、ICT支援員のさらなる拡充など、ICT環境の整備や支援体制の確立に要する経費について、財源の確保が課題となっています。

こうしたことから、GIGAスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設・更なる拡充など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

参 考

GIGAスクール構想開始前後での維持管理・ICT支援員に係る負担額の推移

単位：千円



【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教育DX推進課長

佐伯 正和

TEL042-754-2577

13 学校給食費の負担軽減に係る財政支援及び学校給食法の改正等

<文部科学省>

提案・要望事項

給食費負担軽減交付金の基準額について、国において毎年的確な調査を行い、実態と乖離の無いようにするとともに、地域の実情に応じてきめ細やかに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、必要な財政支援を講ずること。

また、学校給食費の負担軽減について、制度の持続的な実施に向けて、地方財政に影響を与えることなく国の責任において恒久的な財源が確実に担保されるよう、学校給食法の改正も含めた制度設計とするとともに、中学校給食費についても早期に実施すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和7年12月19日に文部科学省、総務省及び財務省による「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」決定
- ・令和4年度から8年度については、物価高騰対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を交付

本市の状況

- ・令和5年度から学校給食費を公会計化
- ・小学校及び義務教育学校（前期課程）については、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、令和6年1月分から3月分まで無償化
- ・令和7年度から小学校1年生の学校給食費の無償化
- ・令和8年度は、給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、小学校給食を無償提供
- ・給食食材費の物価高騰に係る対応としては、国の交付金等を活用し令和4年度から継続して支援を実施

※令和8年度の支援額

小学校：300円/月

中学校：（センター校）：1,600円/月

中学校：（デリバリー校）：100円/食

課題

- ・小学校給食食材費と給食費負担軽減交付金に差額が生じており、令和9年度以降も解消されない場合には、市費負担とするか保護者負担とするか意思決定を行う必要がある。

提案・要望の説明

給食費負担軽減交付金の基準額は、令和5年度をベースとして約2年分の物価上昇率を見込んだ令和7年度ベースのものであり、本市を含む全指定都市の令和8年度の食材費見込額を下回るものでした。物価高騰は、次年度においてもその傾向が継続されるものと見込まれるため、各自治体の必要食材費と国の基準額との差額が生じることのないよう地域の実情を考慮した適時の額とする必要があります。

また、地域の実情に応じてきめ細やかに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、必要な財政措置を講ずることを要望します。

国から示された「学校給食費の抜本的な負担軽減」については、学校給食法の改正は行わず、全国一律額の給食費負担軽減交付金を創設し、自治体に対する予算補助として実施していることから、制度の安定性や地域間格差の点に課題があります。また、小学校のみ抜本的な負担軽減がなされたことにより、中学校の保護者の不公平感が生じることが懸念されることから、中学校においても早期に実施することを要望します。

参 考

三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について

【令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省】

1. 高校教育の振興方策について 2. 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について 3. その他

「2. 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について」主な内容

●趣旨

- ▶ 子育て支援に取り組む自治体への支援として実施
- ▶ 栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進

●対象者の範囲

- ▶ 公立小学校 ▶ 保護者の所得制限なし(一律に支援)
- ▶ 生活保護等の対象児童は現行制度の適用を優先

●学校給食法との関係

- ▶ 法改正なし(予算補助として実施)

●基準額関連

- ▶ 給食費負担軽減交付金を創設し、支援
 - ・ 在籍児童数に基準額を乗じた額
 - ・ 児童1人当たり月額 5,200円
 - (令和5年実態調査の平均額に近年の物価動向を加味)
 - ・ 毎年調査を実施し、物価動向等を踏まえ設定
- ▶ 基準額を超える部分は、保護者徴収が可能
- 自治体の工夫で更なる負担軽減も可能
- ▶ 非喫食者の取扱いは自治体の判断

●安定財源の確保

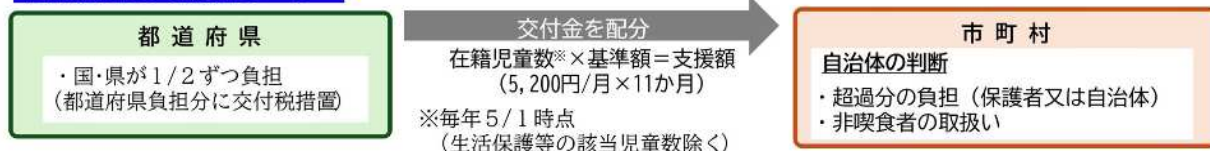
- ▶ 令和9年度予算編成等に向け、財源確保を図ることとし、令和8年度については地方財政措置を通じて対応

「3. その他」

主な内容

- 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面について検証
- 中学校給食も小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討

通知等に基づく制度イメージ



【提案・要望の担当】 教育局教育環境部学校給食課長 林 壮太 TEL042-707-7084

1 4 部活動の地域展開に向けた取組への支援

<文部科学省>

提案・要望事項

部活動の地域展開が、部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、展開に向けた取組及び地域展開後の継続的かつ安定的な運営への財政的な支援等を十分に行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、令和8年度から令和10年度を前期改革実行期間として、確実に休日部活動の地域展開に着手すること、令和11年度から令和13年度までを後期改革実行期間として、休日については原則すべての学校部活動において地域展開を実現、平日については地域の実情に応じた取組を実施することとしている。

本市の状況

- ・生徒数の減少により、競技等に必要な部員数の確保ができず、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が減少傾向にある。
- ・子ども・保護者へのアンケート結果では、スポーツ・文化芸術活動の機会の確保に関するニーズが高い。
- ・令和7年度に本市の部活動地域展開に係る方針検討のための会議体を設置し、検討を行っており、令和8年度中に方針を策定する予定である。このほか、休日部活動指導員の配置など、現在の部活に対する支援も併せて行っている。

課題

- ・部活動の地域展開に当たり、生徒や保護者からの理解、指導者となる人材や団体の確保や適切な研修、指導を希望する教師に適切な対価が支払われる制度設計など、多くの課題がある。
- ・全ての生徒に義務教育期間中におけるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、生活困窮世帯や地域クラブの運営に対する支援が必要である。



課題の解決には、多大な財源の確保が必要である。

提案・要望の説明

本市の児童・生徒数は、昭和60年と比較すると、半数近くまで減少しており、部活動においては、生徒数の減少により競技に必要な部員数が確保できず、学校単位の活動が困難になっています。また、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が少なくなっています。

令和7年度に実施した子ども・保護者へのアンケート結果では、地域クラブ活動に「参加したい」と回答した生徒の割合が43%、子どもに「参加させたい」と回答した保護者の割合は、87%と高い数値となっている一方で、「活動場所への距離や移動」、「活動費への負担」に不安が

あると回答した生徒、保護者の割合が高いことから、移動手段の確保や活動の参加にあたり家庭の負担に格差が生じない制度設計や生活困窮世帯への補助が確実に実施される財政的な支援を要望します。

加えて、地域展開に当たっては、新たに示された認定制度への対応が必要になることや、指導者となる人材・財源の確保等、課題が多くあることから、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネーターの配置支援に留まらず、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むことを要望します。

参 考

休日の部活動の地域展開に向けた取組などの状況

■ 本市の現状

✓ 児童・生徒数の減少 1985年：89,354人 → 2024年：48,632人



・1校あたりの生徒数が減少
・競技に必要な部員数の確保が困難



学校単位の
部活動に課題

✓ 教師の業務負担 ※時間外在校等時間（月）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度
中学校（部活指導あり）	約50時間	約35時間	約46時間	約38時間

コロナ禍における部活動の制限



部活動における負担を減らす必要がある。

以前と比較すると
減少傾向

■ 地域展開に当たっての本市の課題

✓ 子どものニーズ・保護者の不安

※生徒1・2年生及び保護者、小学校4・5・6年生保護者対象アンケートより

・地域クラブ活動になった場合、地域クラブ活動に参加したいと思うか

生 徒：参加したい（どちらかといえば参加したい）→43%

保護者：参加させたい（どちらかといえば参加させたい）→87%



活動機会を確保し、多種多様な選択ができる環境の整備が必要

・地域クラブにおける活動で、不安なことは

生 徒：活動場所への距離や移動→51% 活動費の負担→41%

保護者：活動場所への距離や移動→63% 活動費の負担→45%



生徒、保護者ともに不安な内容は同じであり、当該課題に対応する制度設計が必要

【提案・要望の担当】

市民局スポーツ推進課長

五本木 修

Tel042-769-9245

市民局文化振興課長

遠藤 恭代

Tel042-769-8202

教育局学校教育部学校教育課長

菅原 勝

Tel042-769-8284

15 防災・減災対策に係る財政支援の拡充

＜総務省、国土交通省＞

提案・要望事項

首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている昨今の状況や能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」の時限措置を撤廃するなど、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・東日本大震災を教訓として創設された「緊急防災・減災事業債」のほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」により地方自治体の防災・減災対策を支援している。
- ・「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」は令和12年度までの時限的な措置となっている。

本市の状況

- ・「緊急防災・減災事業債」等の地方債については、防災関連施設の整備や消防車両等の配備、避難所である市立小中学校の屋内運動場への空調設備の整備、地域防災計画における緊急輸送道路の舗装修繕等の財源として活用している。
- ・大規模災害等の発生を想定し、今後も継続的な防災・減災対策が必要である。

課題

- ・急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎え、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化の対応など、厳しい財政状況にあっても、継続的に防災・減災の取組を着実に進める必要があり、その安定的な財源確保が課題となっている。

提案・要望の説明

防災・減災対策に係る財政支援については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう「緊急防災・減災事業債」が創設されたほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものと承知しています。

また、国においては、人命・人権最優先の「防災立国」の実現のため、防災庁の創設が予定されており、引き続き、防災対策を強力に進められていくことが期待されています。

本市におきましても首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている状況等を踏まえ、防災関連施設・防災インフラの整備や消防車両等の配備、避難所機能の強化など、市民の安全・安心につながる取組について、当該地方債を活用しながら進めているところです。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況等を踏まえ、今後もさらに防災・減災の取組を着実に進めることが重要であると考えているところですが、緊急防災・減災事業債等の財源については時限措置があり、今後の多大な財政負担が懸念材料となっています。

こうしたことから、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の時限措置を撤廃するなど、地方公共団体の継続的な防災対策の充実が図られるよう、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設することを要望します。

参 考

本市の防災関連地方債の活用状況

		(単位:千円)
令和7当初予算		12,869,400
	緊急防災・減災事業債	11,541,100
	緊急自然災害防止対策事業債	1,266,800
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	61,500
令和8当初予算		18,497,200
	緊急防災・減災事業債	17,530,500
	緊急自然災害防止対策事業債	966,700
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	0

本市における活用事業



【提案・要望の担当】

危機管理局危機管理統括部防災対策担当課長
 消防局消防部消防総務課長
 都市建設局道路部道路計画課長

滝口 明子 Tel042-707-7044
 野崎 順子 Tel042-751-9105
 小林 誠 Tel042-769-8373

16 保育人材の確保と保育所等の安定的な運営に向けた財政支援

<こども家庭庁>

提案・要望事項

- 1 必要な保育量を提供していくために不可欠な保育士の確保を図ることができるよう、更なる処遇改善のための財政措置を講ずるとともに、安定的な財政支援を行うこと。
- 2 1歳児の配置基準を改正し、基準に見合った運営費の補助を行うこと。
- 3 使用済みおむつの処分費用に対する財政措置を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・保育士等の配置基準については、令和6年度に4・5歳児の配置基準が30対1から25対1、3歳児の配置基準が20対1から15対1に改善されたが、1歳児の配置基準については、6対1から変更されておらず、6対1を上回る配置の施設については、国給付費における加算措置（1歳児配置改善加算）が設けられている。
- ・保育士等の処遇改善については、人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進めるとしている。
- ・保育対策総合支援事業費補助金については、地方自治体からの交付申請予定額の合計額が令和7年度当初予算額を大幅に上回ったため、令和6年度補助金実績額に1.05を乗じて得た額（基準額）を基本とした算定方法が示された。（令和8年1月23日付けこども家庭庁事務連絡「令和7年度保育対策総合支援事業費補助金の執行方針について（正式決定）」）

本市の状況

- ・利用申込者数は、前年に比べ減少しているものの、引き続き、保育需要を踏まえた「受け皿」の確保を行うとともに、多様なニーズに対応した質の高い保育の提供に向けた取組の推進が必要な状況である。
- ・令和8年度は、認定こども園の保育枠の拡大、認可保育所から認定こども園への移行などにより、待機児童が前年の8人から0人に減少している。
- ・全国的に保育人材が不足している中、本市においても、安定的な確保に苦慮している。
- ・本市では保育士の処遇向上を図るため、市単独の助成（月2万1千円）を実施している。また、市総合支援センター内に「保育士等就職コーディネーター」を配置し、就職相談や就職支援セミナーの開催など、潜在保育士などの就職支援のほか、令和5年度から「高校生お仕事体験」を実施し、保育人材の発掘にも取り組んでいる。
- ・使用済みおむつについては、令和5年8月に実施した調査では、74.1%の施設が園で処分を実施しており、7割以上の園は、処分費を保護者に求めず、園の運営費の中で負担していた。この結果を踏まえ、本市においても、神奈川県が新たに創設した補助制度を活用し、令和5年度から使用済みおむつの処分費用に対する財政支援を開始した。
- ・保育対策総合支援事業費補助金の対象事業のうち保育士宿舍借り上げ支援事業については、令和8年度から補助対象施設の拡充及び要件の緩和を行う。

課題

- ・全国的に保育人材が不足している中、一部の園では、十分な運営体制が確保できないことを理由とした定員減の要望があり、今後、必要な保育量の確保ができない可能性がある。
- ・使用済みおむつの処分費用に係る財政支援については、県の補助制度を活用して実施していることから、県の補助制度が終了した場合における財源の確保、財政支援の継続が不透明である。
- ・保育対策総合支援事業費補助金については、令和7年度のように前年度実績額を基に所要額を算定された場合、財源の確保が困難となる可能性がある。

提案・要望の説明

待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めてきましたが、保育需要に対応した「受け皿の確保」は最優先すべき取組であると考えています。

保育士等の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方公共団体独自の上乗せが行われており、保育士等の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。

今後も共働き世帯が増加することなどに伴い、保育ニーズが高まり、より一層の保育士等の不足が懸念されます。そのため、地方公共団体の独自施策によらず安定的に保育人材が確保できるように、処遇改善のための更なる財源措置を講ずるとともに、既存事業についても、前年度実績額を基に基準額を設けることがないよう、自治体の需要を満たすに十分な財源を安定的に確保するよう要望します。

また、国において園での使用済みおむつの処分が推奨されたこと等を踏まえ、本市においても令和5年度から県の補助制度を活用し、処分費用に対する財政支援を開始したところですが、使用済みおむつの処分に係る費用は、基本的な園の運営経費に該当するものと考えられます。このため、国において処分費用に対する公定価格に基づく全国的な財政支援を要望します。

参 考

保育士に対する加算制度

自治体名	対象者	金額（保育士一人当たり）
神奈川県	無し	—
横浜市	国の処遇改善等加算Ⅱの対象人数を超えて在籍する勤務年数7年以上の職員	月額40,000円
川崎市		月額40,000円
相模原市	認可保育所等の常勤保育士	月額21,000円

待機児童推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
待機児童数	人数	4	3	15	7	8	0
	前年度比	△4	△1	12	△8	1	△8

就学前児童、利用申込者、利用申請率の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
就学前児童数	人数	30,181	29,457	28,468	27,262	26,224	24,990
	前年度比	△1,126	△724	△989	△1,206	△1,038	△1,234
利用申込者数	人数	13,885	14,073	14,327	14,417	14,405	14,100
	前年度比	△31	188	254	90	△12	△305
利用申請率	申請率	46.01%	47.77%	50.33%	52.88%	54.93%	56.42%
	前年度比	1.56%	1.76%	2.56%	2.55%	2.05%	1.49%

【提案・要望の担当】 こども・若者未来局保育課長 風間 大祐 TEL042-769-8341

17 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実

＜こども家庭庁＞

提案・要望事項

- 1 施設整備補助の嵩上げや児童育成支援員確保のための処遇改善等に係る財政措置を拡充すること。
- 2 人材及び活動場所の確保とともに、安定的・継続的な実施に必要な財政支援を充実すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和7年5月1日時点における登録児童数は1,570,645人、待機児童数は16,330人となっている。
- ・運営に関する補助金の増額や待機児童解消に向けた受皿整備の推進等が、令和8年度の予算に反映されている。
- ・待機児童の解消に向けて、これまで実施してきた「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」「时期的なニーズの変動等への対応」の推進に引き続き取り組み、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じてこども家庭庁及び文部科学省から積極的に紹介し、活用を助言する等、自治体へのきめ細かな支援に努めるとしている。

本市の状況

- ・令和7年5月1日時点における市立児童クラブの入会児童数は6,031人（対前年度+65人）、待機児童数は157人（対前年度+54人）となっている。
- ・令和10年度までに市立児童クラブの受入れ年齢を6年生まで段階的に拡大するため、施設整備を順次行っている。

課題

- ・市立児童クラブの受入れ年齢を6年生まで拡大するため、場所と職員の確保が必要となっている。

提案・要望の説明

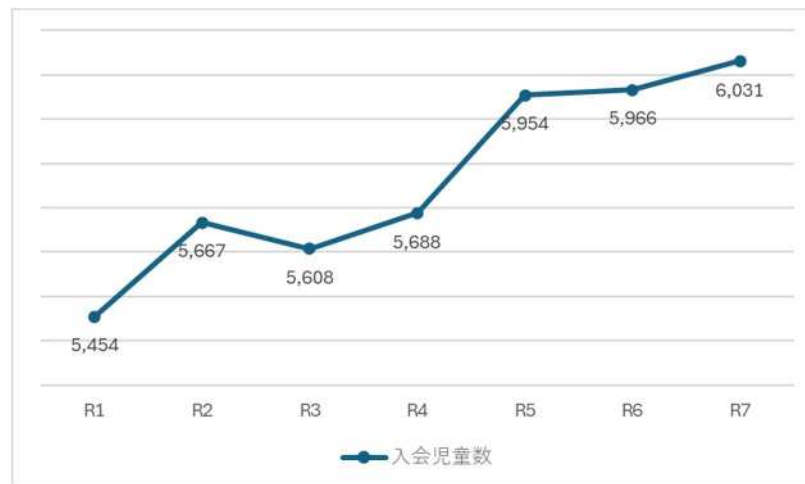
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後増大すると見込まれています。本市においても、待機児童の増加や利用児童数の増加に伴う施設の狭小化など、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用、児童育成支援員の確保、民間児童クラブの連携等により、受入定員の拡大を図りながら、待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。

このうち、受入定員の拡大については、特に各小学校の余裕教室や特別教室等の活用をはじめとした施設整備を加速的に進めなければならないと、また、児童育成支援員（会計年度任用短時間勤務職員）の確保のため、時給の見直しや期末手当を支給するなど処遇改善に努めておりますが、人材不足により児童の受入れが困難な児童クラブが生じており、更なる処遇改善が必要な状況となっております。

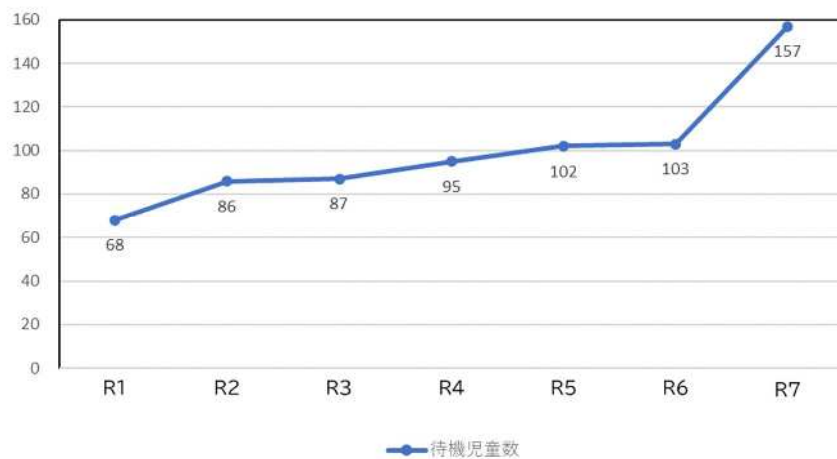
このため、施設整備補助の嵩上げや児童育成支援員確保のための処遇改善等に係る財政措置を拡充すること。加えて、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的運営を推進するため、人材及び活動場所の確保とともに、安定的・継続的な実施に必要な財政支援の充実を要望します。

参 考

入会児童数



待機児童数



【提案・要望の担当】

こども・若者未来局放課後児童対策課長	江成 敏郎	TEL042-707-7273
こども・若者未来局こども施設課長	富樫 晃	TEL042-769-8370

18 認定新規就農者に対する財政支援

＜農林水産省＞

提案・要望事項

認定新規就農者の定着を図るため、経営開始資金の交付期間を現状の3年間から、当該認定新規就農者が作成する青年等就農計画の計画期間（5年間）と同等の期間に延長すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和4年度の制度見直しにより、新たに経営を開始する認定新規就農者に対する資金（150万円／年）の交付期間が5年から3年に変更された（※令和8年度から165万/年）。また、経営初期の機械・施設等の導入に対する支援策である「経営発展支援事業」（補助対象事業費上限1,000万円）が創設された。

本市の状況

- ・近年、認定新規就農者の人数は増加傾向にあるものの、新規就農後の定着を図っていくためには、経営開始後一定期間の支援が必要である。

課題

- ・青年等就農計画の3年目終了時点では、経営発展の途上であり、安定的な経営に至っていない者が見受けられる。
- ・本市を含む都市部では、小規模な農地で生産している農業者が多く、経営発展支援事業が想定するような大規模な機械・施設等導入を経営初期に行う認定新規就農者は少ない。
- ・認定新規就農者が営農困難に陥らないよう支援が必要である。

提案・要望の説明

本市の農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、大変厳しい状況にあります。

そのため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要であり、青年等の就農を促進し、定着を図るためには、経営初期からの継続的な支援により経営の安定化を図ることが必要です。

本市においては、小規模な農地が多く規模拡大が容易ではない地理的状況から、就農後すぐに農業所得を向上させることは困難です。認定新規就農者についても、経営開始資金を受けながら徐々に経営規模を拡大している者がほとんどであり、経営開始資金の交付終了後にあたる青年等就農計画4年目の段階では、安定的な経営に至っている者は少数です。

こうしたことから、認定新規就農者が営農困難に陥らないよう、青年等就農計画の計画期間（5年間）と同等の期間に延長するなど、支援制度の見直しを図ることを要望します。

参 考

新規就農者の状況

○地域別・年度別新規就農者数(H22～)

単位:人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
相模原	2	1	5	9	5	6	9	4		1		7	5	10	3	4	71
城 山	1	1		2					1	1		2		1			9
津久井	2	2		2	7	4	1	3	3		2	1	1	1	2	4	35
相模湖	2			3		3	2	2	1		1		3	1	1	3	22
藤 野	1	1	2		1		2	1		1		1			2		12
計	8	5	7	16	13	13	14	10	5	3	3	11	9	13	8	11	149

※新規就農者・・・利用権設定等をして就農している農業者

(R8.2.27現在)

○世代別内訳(就農時、H22～)

単位:人

	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
新規就農者数	17	36	45	16	25	10	149
割 合	11.4%	24.2%	30.2%	10.7%	16.8%	6.7%	100%

○新規就農者育成総合対策経営開始資金交付対象者

(H24～H28青年就農給付金事業、H29～R3農業次世代人材投資事業経営開始型)

	交付決定時の状況				
	対象者数	20代	30代	40代	備 考
H24年度	1件 (2人)	－	2人	－	うち夫婦1組
H25年度	6件 (7人)	1人	3人	3人	うち夫婦1組
H26年度	4件 (5人)	2人	－	3人	うち夫婦1組
H27年度	3件 (4人)	1人	3人	－	うち夫婦1組
H28年度	－	－	－	－	
H29年度	1件 (1人)	－	1人	－	
H30年度	1件 (1人)	－	1人	－	
R元年度	1件 (1人)	－	1人	－	
R2年度	1件 (1人)	－	－	1人	
R3年度	3件 (4人)	－	1人	3人	うち夫婦1組
R4年度	3件 (3人)	－	2人	1人	
R5年度	3件 (3人)	－	－	3人	
R6年度	4件 (5人)	1人		4人	うち夫婦1組
R7年度	1件 (1人)			1人	
計	32件 (38人)	5人	14人	19人	

※相模原地域 14件 (16人)

※津久井地域 18件 (22人)

【提案・要望の担当】環境経済局経済部農政課長 金子 大介 Tel.042-769-9233

19 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の 拡充

＜農林水産省、林野庁＞

提案・要望事項

- 1 農地及び農林業用施設の災害復旧事業を円滑に進めるため、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和すること。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設すること。また、令和元年東日本台風における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援について、既存の制度を更に充実・強化すること。
- 3 被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害確定報告書を提出することを求めている。

本市の状況

- ・小規模災害については森林環境譲与税及び一般財源を活用して順次、復旧事業を実施しているが、大規模災害については多額の予算を必要とすることから、復旧に時間を要している。

課題

- ・大規模被害については多額の予算を必要とし、国費等の特定財源の確保が必要である。
- ・林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を期限内に報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難である。
- ・被害確定報告書を期限内に提出できなかった令和元年東日本台風については、代替できる支援制度が無く、早期復旧を進める上で支障となっている。

提案・要望の説明

令和元年に発生した東日本台風の影響による損害は計り知れないものがあり、農地や農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けました。

農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、また、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、復旧が不可欠なものになります。

加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっているところです。

現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいますが、この制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害を確定し、国に報告する必要があります。

しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を1か月以内に調査し、報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難な状況です。

また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっています。

こうしたことから、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和することを要望します。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設するよう要望します。また、令和元年東日本台風における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを要望します。

併せて、地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援に関して、既存の人的支援制度を更に充実・強化するよう要望します。

また、被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度等を創設することを要望します。

参 考

令和元年東日本台風被災状況



【提案・要望の担当】

環境経済局経済部森林政策課長

松田 幸喜

Tel042-780-5270

環境経済局経済部農政課長

金子 大介

Tel042-769-9233

20 中東情勢の緊迫化に伴う石油由来製品の供給の安定化に向けた取組の推進【新規】

＜経済産業省＞

提案・要望事項

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の上昇や一部石油由来製品の供給不足が生じている状況を踏まえ、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業活動に必要な石油由来製品の安定供給を確保するための価格抑制や流通段階における目詰まりの解消に向けた取組を推進すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・中東情勢の緊迫化により、原油価格の上昇や一部石油由来製品の供給不足が生じている中、ガソリン及び軽油等の燃料価格を抑制する激変緩和措置、国家備蓄原油の放出、特別相談窓口の設置や政府系金融機関による資金繰り支援等を実施している。
- ・石油由来製品について「供給の偏り」や「目詰まり」が生じていることから、関連事業者や団体に安定供給に向けた要請等を実施している。

本市の状況

- ・公益財団法人相模原市産業振興財団、相模原商工会議所などの産業支援機関と連携し、企業の経営課題解決に向けた相談支援を実施しているほか、相模原市中小企業融資制度による資金繰り支援を実施している。

課題

- ・地域経済を支える市内の中小企業・小規模事業者の事業継続を図るためには、石油由来製品の安定供給を確保するための価格抑制や流通段階における目詰まりの解消が喫緊の課題となっている。

提案・要望の説明

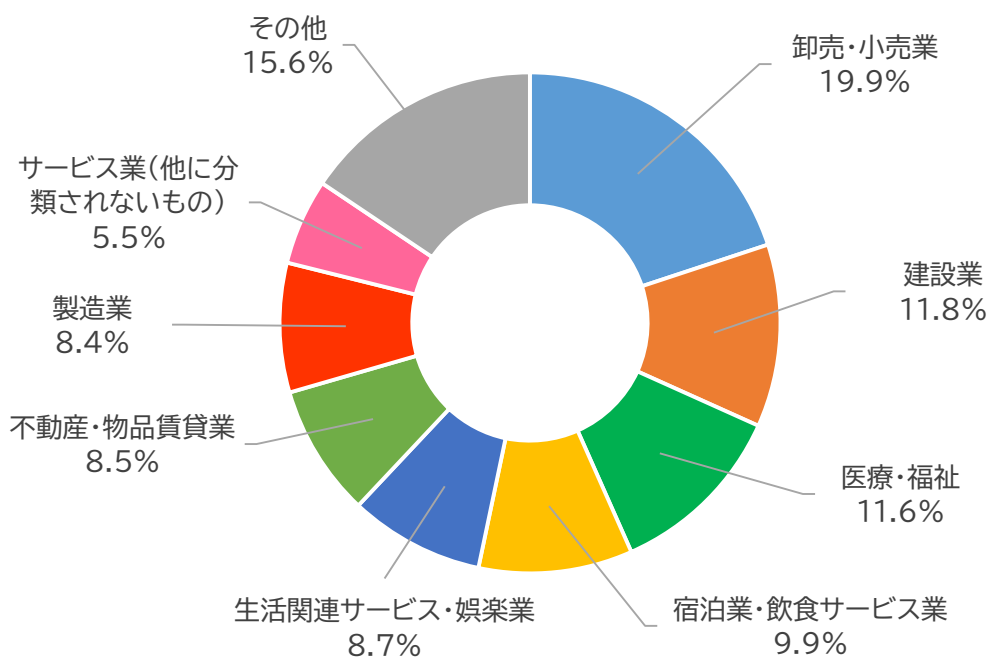
中東情勢の緊迫化により、原油価格の上昇や一部石油由来製品に供給不足が生じておりますが、本市においては、99.9%を中小企業、うち約86%を小規模事業者が占めており、特に価格転嫁力や資金調達力に乏しい中小企業・小規模事業者ほど、エネルギー価格や仕入れコストの上昇の影響を受けやすい状況にあります。

市内企業や支援機関への聞き取りでは、石油由来製品に関し、価格高騰等に加え、流通段階における目詰まりにより、十分な調達が出来ておらず、先行きに対する不安が増しています。

こうした点から、地域経済を支える市内の中小企業・小規模事業者の事業活動に必要な石油由来製品の安定供給を確保するための価格抑制や流通段階における目詰まりの解消に向けた取組の推進を要望します。

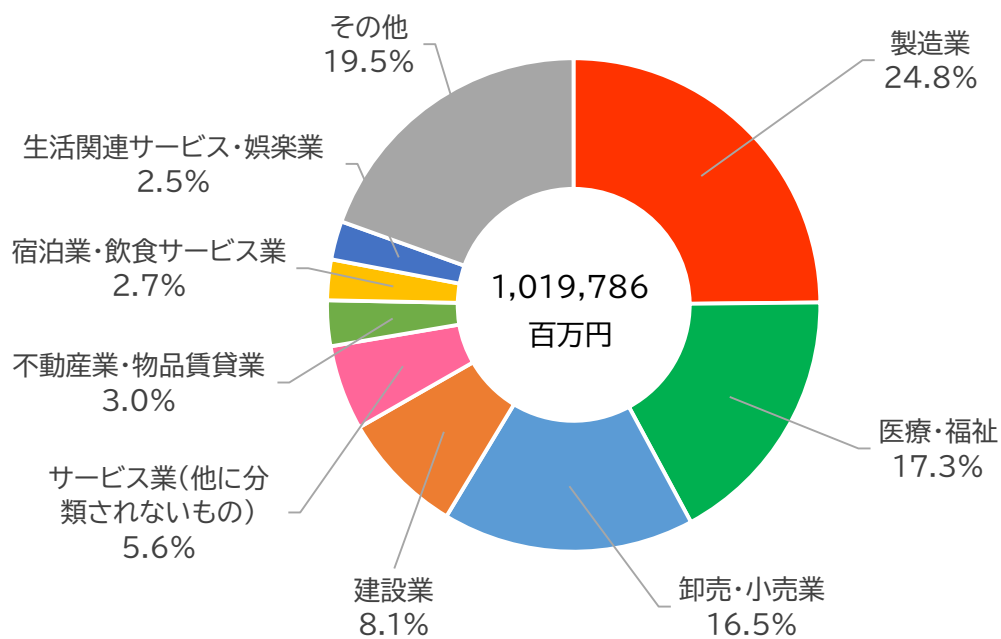
参 考

相模原市の産業分類別「事業所数構成比」



※令和3年経済センサスを基に作成

相模原市の産業分類別「付加価値額構成比」



※令和3年経済センサスを基に作成

【提案・要望の担当】

環境経済局地域経済政策課長 丸小野 美紀 TEL042-707-7542

《通常要望》

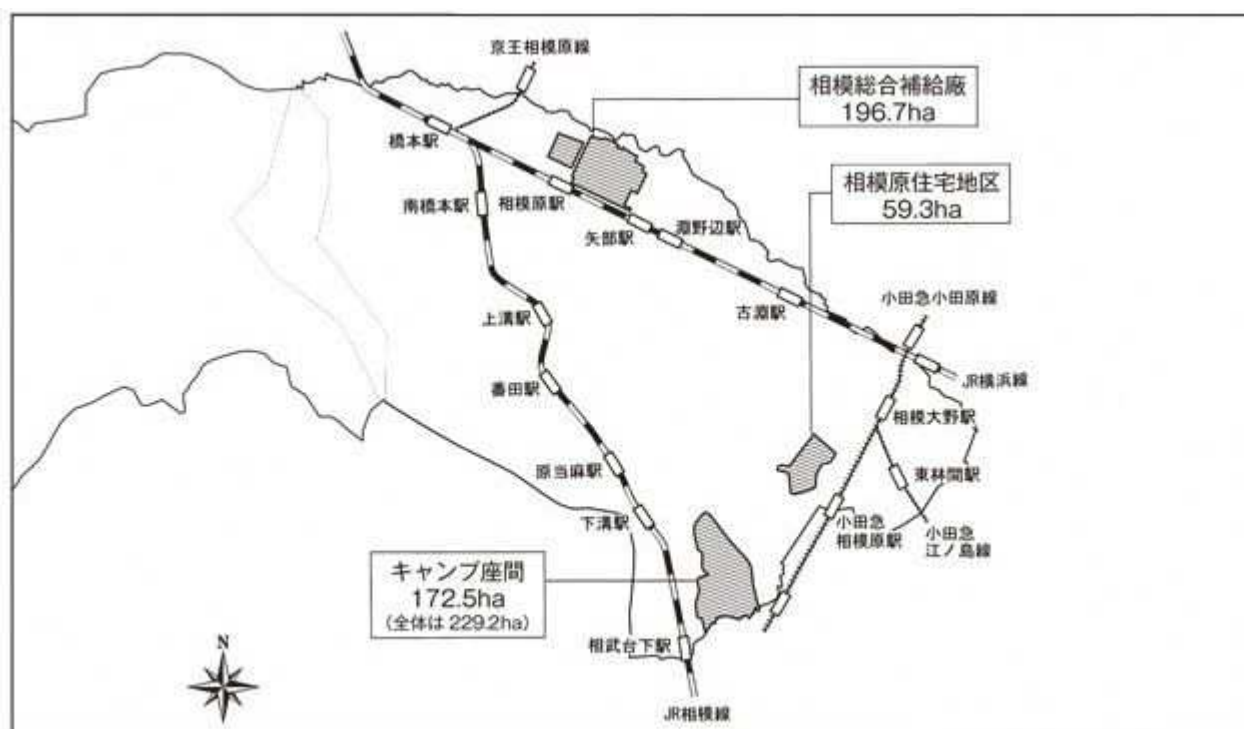
21 米軍基地の早期返還等

防衛省、外務省、財務省

【提案・要望事項】

- 1 本市に所在する米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産について、旧軍港市に関しては旧軍港市転換法により原則として無償とされていることなどと同様に、地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。

市内米軍基地位置図



【提案・要望の説明】

1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は、市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」（相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント（浄水場）区域、同地区東側外周部分道路用地及びキャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路）について、早急に返還が実現するよう要望します。

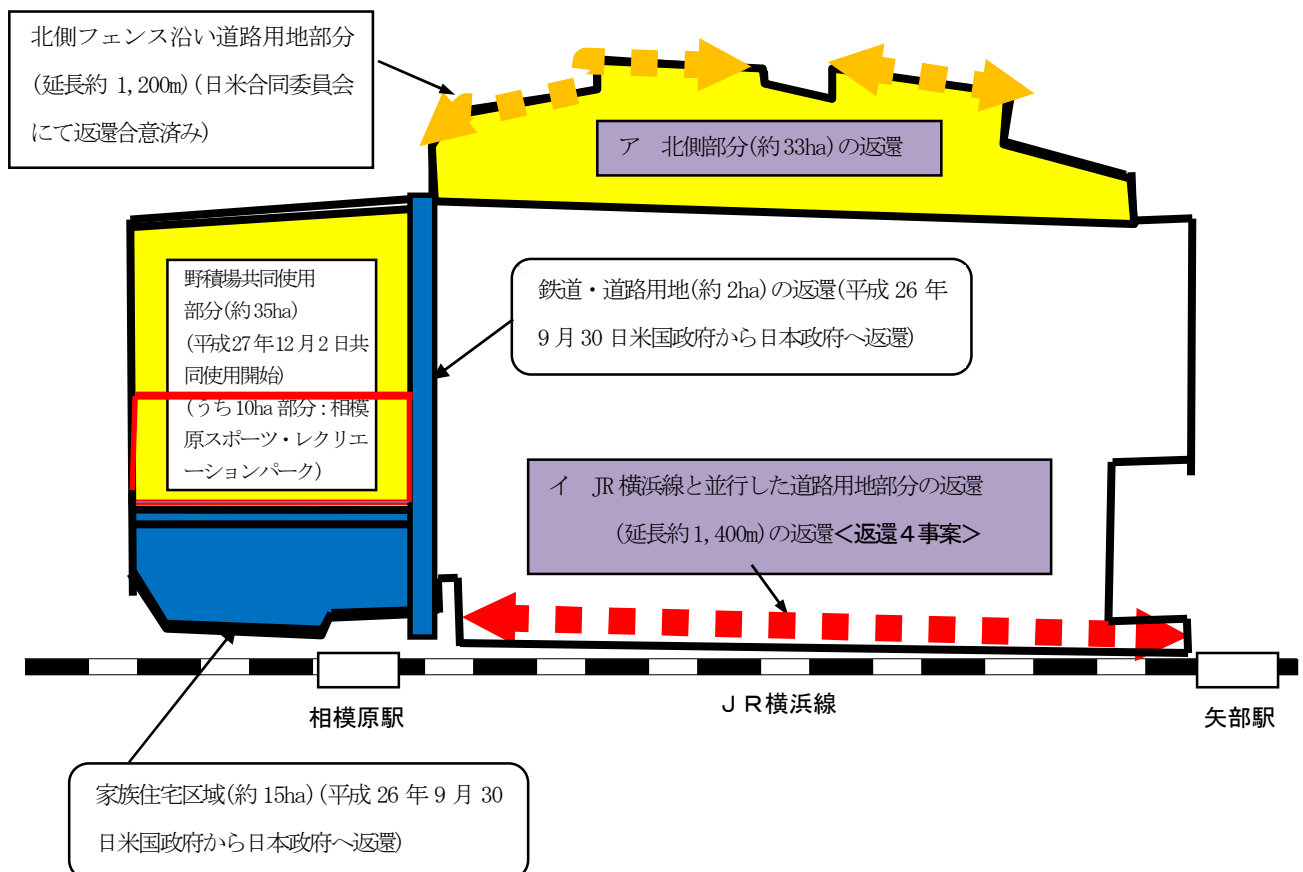
また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。

（1）相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分（約33ha）の返還

イ JR横浜線と並行した道路用地部分（延長約1,400m：返還4事案）の返還

相模総合補給廠 一部返還の要請箇所



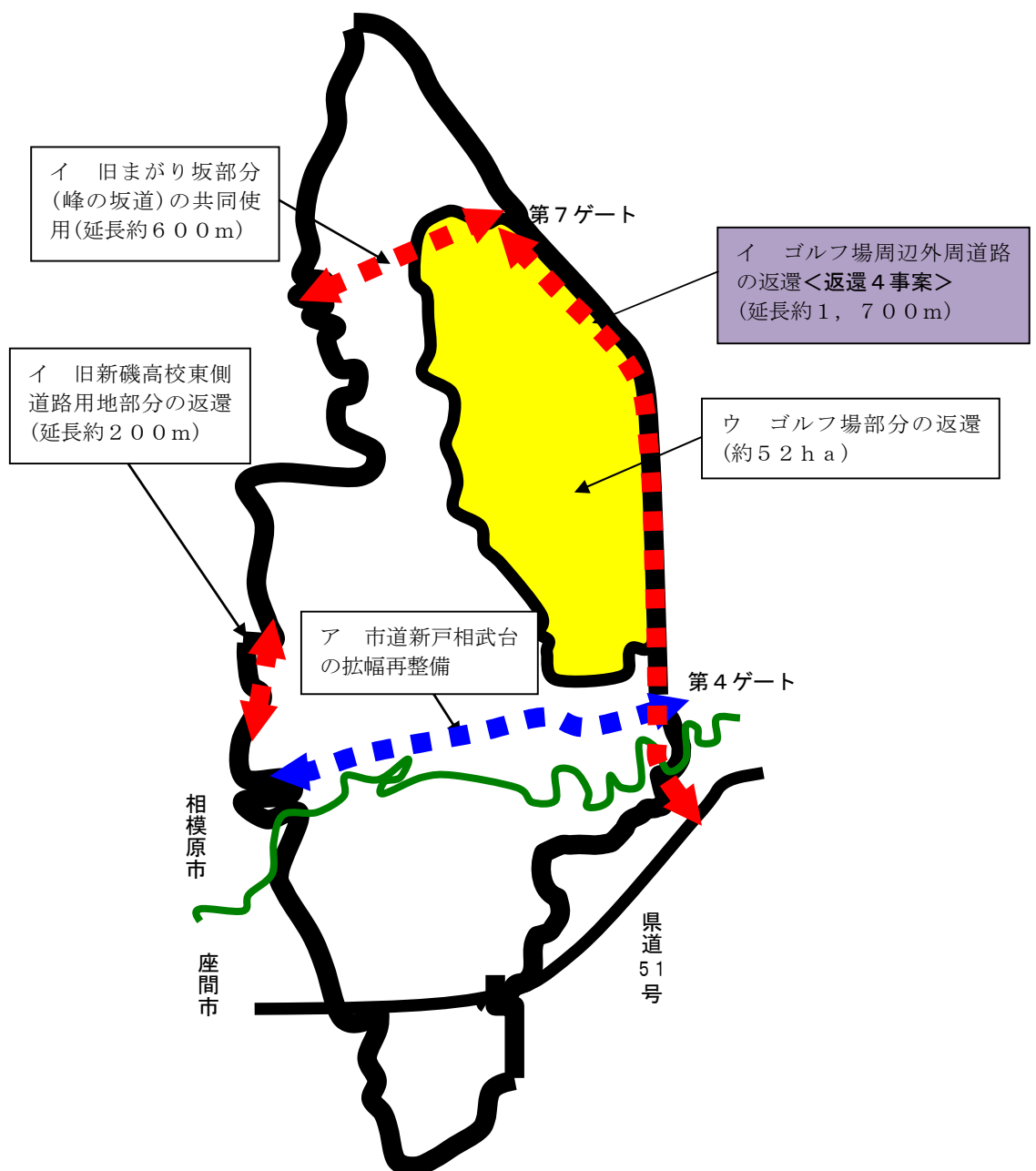
(2) キャンプ座間の一部返還等

ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮

イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分（ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m：返還4事案）や旧まがり坂部分（延長約600m）、旧新磯高校東側道路用地部分（延長約200m）の返還等

ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分（約52ha）の返還

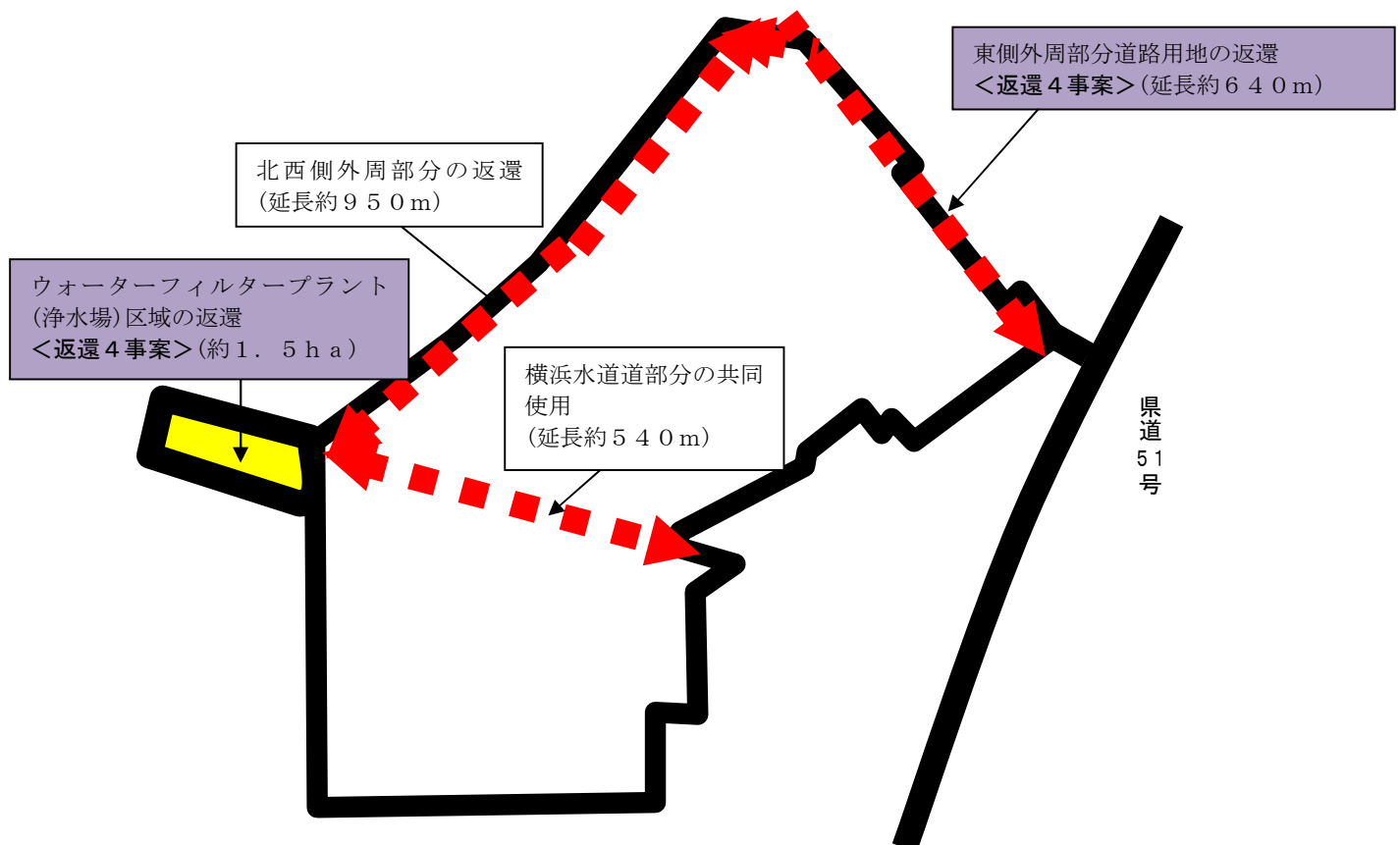
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



(3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント（浄水場）区域（約1.5ha：返還4事案）、東側外周部分道路用地（延長約640m：返還4事案）及び北西側外周部分（延長約950m）の返還並びに横浜水道道部分（延長約540m）の共同使用

相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。その一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であると考えます。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域（約15ha）及び鉄道・道路用地（約2ha）が返還されました。基地返還跡地（留保地を含む。）は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

宮野 賢一 TEL042-769-8207

22 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等

防衛省、総務省

【提案・要望事項】

- 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。

【提案・要望の説明】

1 基地交付金等の拡充

本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

2 防衛施設周辺整備対策

(1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。

(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政支援の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

宮野 賢一 TEL042-769-8207

23 米軍基地の環境・安全対策等

防衛省、外務省

【提案・要望事項】

- 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。
- 4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボールの飛び出しについて、引き続き必要な対策を講じること。

【提案・要望の説明】

1 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

2 事件事故の防止策

米軍機による部品落下などの事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。

また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種の飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

3 抜本的な騒音対策

(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が発生していることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒

音対策については適切な措置を講じるよう要望します。また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう、また、それが実現するまでの間、着陸訓練は硫黄島で全面実施するよう要望します。

なお、本年3月に厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて告示されたことを踏まえ、今後、実態として騒音被害が発生しないよう、国として一層の騒音防止に努めることを求めます。

住宅防音工事助成制度について、昨年12月、昭和59年・61年告示区域内に存する住宅に対する防音工事が、平成18年1月17日まで対象範囲が拡大されましたが、市民等へ十分に周知・説明を行うことを求めます。特に、住宅防音工事の実施にあたっては、対象条件を分かりやすく示し、丁寧な説明を行うことを求めます。

4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出し等への対応

ゴルフボールの飛び出しについて、飛び出しが生じないよう、引き続き必要な対策を講じていただくよう要望します。

また、防球ネットの支柱について、想定外の突風等にも耐えられる構造にするとともに、適切な管理を行うなど、安全対策に万全の措置を講じていただくよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

宮野 賢一 TEL042-769-8207

24 地域特性を生かしたスタートアップ支援に関する支援措置

内閣府

【提案・要望事項】

アクセラレーションプログラム事業や、ベンチャー・スタートアップ進出補助金など、スタートアップの支援に要する経費の一部に関し、交付金等の創設による支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、優れた起業家やスタートアップの育成・輩出を目的に、寄附金や一般財源を活用し、令和4年度からアクセラレーションプログラムを実施し、徐々にスタートアップが創出され始めているところです。

また、全国的にもスタートアップ支援が盛り上がる中において、国では、地方自治体や大学、民間組織を構成員とするコンソーシアムに対して重点的に支援を行うため、スタートアップ・エコシステム拠点都市を選定しているところですが、本市のようにスタートアップ支援を始めて年月が浅い自治体に対しても、将来的な成長を見据え、アクセラレーションプログラム事業や、ベンチャー・スタートアップ進出補助金などのスタートアップの支援に要する経費の一部に関し、交付金等の創設による支援を行うよう要望します。

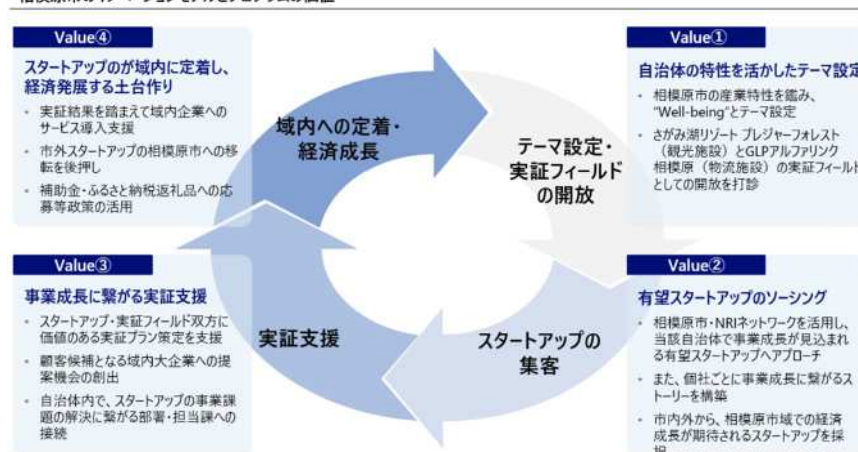
プログラム概要

プログラム・成果発表の様子

相模原アクセラレーションプログラム（シード編） | サマリ

自治体の特性を活かし、事業成長・定着支援まで一気通貫で支援することで持続的なイノベーションエコシステムの構築を狙う

相模原市のイノベーションモデルとプログラムの価値



【提案・要望の担当】

環境経済局経済部創業支援・企業誘致推進課長

歌田 平

TEL042-769-9253

25 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等

個人情報保護委員会

【提案・要望事項】

個人情報保護法は、事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、令和5年4月の法改正前の地方公共団体における運用を参考にした基準を示すとともに、安全管理に係る専門家の知見を柔軟に取り入れられるよう地方公共団体の裁量権を最大限認める内容に、法律施行令やガイドラインを改正すること。

【提案・要望の説明】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正された個人情報の保護に関する法律のうち地方公共団体に係る部分が、令和5年4月から施行され、適用されているところですが、保有個人情報の目的外利用や提供における事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、個人情報保護制度の運用に支障となっております。

「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」が令和8年4月に更新されるも、今回追加された事例としては非常に少なく、法改正前の地方公共団体における運用などを参酌した上で、幅広い分野の事例に基づいた判断基準として改善していただくよう要望します。

また、個人情報の安全管理を適切に行うためには、これを取り扱うシステム等に関する技術の発展がめざましい状況では、安全管理についての豊かな知見を有する専門家の意見は不可欠であり、地方公共団体がかかる意見を柔軟に取り入れることができる裁量権を最大限認めるとともに、法律の趣旨・目的に反しない限り、法律施行令やガイドラインについては、地方公共団体にかかる実情を踏まえた内容に改正するよう要望します。

【提案・要望の担当】総務局情報公開・文書管理課長 湯田 和弘 TEL042-769-8331

26 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充

総務省

【提案・要望事項】

マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。

【提案・要望の説明】

令和4年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目指した、国によるマイナンバーカードの普及・用途促進は、令和5年度以降も継続し進められ、交付窓口である市区町村へ財源措置が講じられています。

本市におきましてもマイナンバーカードの普及促進や交付申請件数の増加に対応するため、端末や人員の増加等体制整備に取り組んでいるところではありますが、普及が進むことで市区町村窓口でのマイナンバーカード関連業務の事務量も増大しています。令和7年度以降は電子証明書の有効期限を迎えるカードが急増し、更に今後、マイナンバーカードの更新件数の急増が続くことから、その対応として、窓口等の機材賃借や人員の確保などは継続しなければなりません。

このため、マイナンバーカードが全国民に行き渡った後においても、カードの交付・更新等に関する体制整備の維持に対して、固定的な財政支援の構築を要望します。

【提案・要望の担当】 市民局マイナンバーカード普及促進室長

内山 健二 Tel042-769-8309

27 公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置の撤廃及び対象事業の拡大

総務省

【提案・要望事項】

公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。

【提案・要望の説明】

本市では、昭和29年の市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤の整備とともに、小・中学校などの施設整備に迫られました。

その後もその時々ニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和8年度までに延長された公共施設等適正管理推進事業債の時限措置を撤廃及び公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業の拡大を要望します。

【提案・要望の担当】

財政局財政部財政課長

米多 寛之

Tel042-769-8216

財政局財政部アセットマネジメント推進課長

三浦 義光

Tel042-769-8257

28 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充

文部科学省

【提案・要望事項】

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、更なる体験活動の推進を図るため、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。

【提案・要望の説明】

体験活動の推進は、子どもたちの健全育成及び人格形成のために不可欠なものです。が、都市化、少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、多くの人や社会、自然などと触れ合う様々な体験活動（直接体験）の機会が乏しくなっていくことが危惧されています。

また、子どもたち1人1台のタブレットPC環境が整備されたことにより、今後、学校の各種行事は、オンライン化されていくことも予想されますが、遠足・修学旅行・校外学習など、普段の授業とは異なる環境で自然や文化に親しみ、集団生活を体験しながら、人としての在り方や生き方、人間関係の形成の仕方などを学ぶことで、豊かな人間性や社会性の育成につながる行事については、更に必要性が増していくものと考えています。

一方、国においては、児童生徒の健全育成を目的として、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」の「健全育成のための体験活動推進事業」において、宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援いただいているところですが、現在の補助対象は、2泊3日以上の上泊体験活動に限られているため、本市のように1泊2日の体験活動で、移動に多大な時間を費やすことなく、体験活動の時間が確保できる環境であっても補助対象とはなりません。

このことから、2泊3日以上の上泊日数に限定することなく、十分な活動時間が確保でき、活動の効果が見込める場合についても補助対象とするよう支援の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室所長 清田 英孝 Tel.042-760-5445

29 看護職員確保対策に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、市内で従事する看護師等の養成・確保を図るため、市内看護職養成施設である看護専門学校の運営支援を行っており、さらに、「看護する心」の重要性の認識及び看護についての市民理解を促進するために関係団体が行っている事業や看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない潜在看護師を対象とした復職相談会、復職技術研修会の開催などに対して助成を行っていますが、財政的な負担が課題となっています。

こうしたことから、高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供ができるよう、地方公共団体が行う看護職員確保対策に対して必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課地域医療対策室長 須藤 広幸 TEL042-769-9230

30 災害時医療救護体制に係る財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護研修や市災害時保健医療調整本部の運営に要する通信機器、救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

災害医療については、国が定める防災基本計画において、国や地方公共団体は災害発生時における救急医療体制の整備や応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとされており、本市では、災害時における医療救護体制を構築するための検討会の開催や救護所における医療資機材等の備蓄、各種防災訓練の実施などを計画的に行っています。

災害時医療救護体制の整備には、医学的な専門知識が必要であり、医師等が参加する災害時を想定した研修等の開催が必要であります。当該研修等の委員への報酬に対する財政的な負担のほか、救護所に備蓄する資機材については定期的な更新が必要となるなど、市の費用負担が課題となっており、国の補助制度等もない状況です。

こうしたことから、災害時における医療救護活動を円滑に行うために開催している災害時医療救護研修や市災害時保健医療調整本部の運営に要する通信機器、救護所における医療資機材の備蓄、維持管理などに必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策担当部長（健康福祉局保健衛生部医療政策課長（兼））

椎橋 誠子 TEL042-769-9230

3 1 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターの運営費等について、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金を創設すること。

【提案・要望の説明】

本市では、医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターを、看護師の資格を有する会計年度任用職員を相談員として任用し、運営しています。

しかしながら、本市は神奈川県下における他の保健所設置市と比較して人口に対する相談件数が多く、医療安全相談の需要が高い状況にある一方で、一定水準のスキルを有する相談員の担い手不足や運営費の確保という財政的な負担が課題になっております。

こうしたことから、法に基づき設置している医療安全支援センターの持続可能な運営体制を構築するため、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金の創設を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部地域保健課長 岩崎 雅人 TEL042-769-9241

3 2 任意予防接種の早期定期接種化と財源確保等

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること。
- 2 定期接種化を検討している、おたふくかぜ、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種について、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 4 多種の混合ワクチンの開発により、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

【提案・要望の説明】

- 1 造血幹細胞移植後は、定期接種により得られていた免疫が低下又は消失し、感染症のリスクが上昇します。再度、予防接種する場合には、接種費用の全額を被接種者が負担しなければならず、高額な費用が接種の障害となることから、必要と認められるワクチンの再接種については、予防接種法上の定期接種に位置付けることを要望します。
- 2 おたふくかぜ、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種については、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。
- 3 麻しん・風しん、日本脳炎などのA類疾病の定期接種は、実情として市町村が全額公費負担をしており、高齢者を対象としたB類疾病の定期接種も、多くの市町村が被接種者の負担軽減施策を実施しています。接種の促進が求められるワクチンが順次定期接種化され、自治体の財政負担は増加の一途です。定期接種に係る財源として、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的に事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。
- 4 定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける方の通院に係る負担が大きくなっているとともに、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長

新井 宣章

Tel042-769-8346

3 3 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第24条第3項の規定に基づく審議を行っている感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。

【提案・要望の説明】

感染症法の規定に基づき審議を行う感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、補助金や交付税措置の対象外となっています。

こうした法律により実施することとされている事業は、感染症予防上特に必要であることから、国の補助制度の対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 新井 宣章 TEL042-769-7201

34 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

40歳未満の若年がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族に対する医療・福祉等に係る在宅サービス利用料を助成するとともに、自治体に対する在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

15歳から40歳未満の、いわゆるAYA世代と呼ばれる若年のがん患者の在宅療養では、20歳未満のがん患者に対しては小児慢性特定疾病事業による医療費助成、40歳以上のがん患者に対しては介護保険による支援制度がある一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない患者については、医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度がなく、療養生活を送るに当たり、経済的な負担を強いられる状況となっています。また、在宅療養に必要なサービスの利用調整について、患者本人や家族が行うことの困難さがあり、身体的及び精神的な負担が生じている状況です。このため、20歳から40歳未満の若年のがん患者が、住み慣れた地域社会で安心して療養生活を送ることができるよう、これら世代が医療・福祉等に係る在宅サービスを利用した際の費用を助成するとともに、在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度の創設を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部健康増進課長 勝又 尚之 TEL042-769-8322

35 地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

令和5年4月に、地域保健法が改正され、指定都市は、地方衛生研究所を設置し、健康危機に対応できる試験検査能力を発揮するための体制整備が責務とされたところですが、感染症以外の地方衛生研究所の施設・設備及び検査機器の整備については、国からの補助制度がない状況です。

感染症以外の試験検査、特に食中毒に係る検査や食品衛生法に基づく収去検査等の食品衛生検査についても、健康危機への対処に必要不可欠ではありますが、施設の老朽化に伴う施設・設備の再整備や検査機器の取得及び耐用年数に応じた計画的な更新が課題となっています。

特に、衛生研究所に必要な特殊な設備や検査機器は高額なものが多く、現状では国庫補助制度がないため、本市が当該設備や検査機器を整備する際の支障となっています。

こうしたことから、地方衛生研究所の食品衛生検査に係る施設・設備及び検査機器のための国庫補助制度を創設するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部衛生研究所長 播磨 由利子 TEL042-769-8348

36 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等

厚生労働省

【提案・要望事項】

精神障害者の雇用を促進するため、等級に応じたカウントの上積み導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。

【提案・要望の説明】

精神障害者については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に追加されましたが、職場定着率については、他の障害種別と比べ低い状況にあります。

一方で、短時間勤務で雇用された精神障害者は、定着率が高くなる傾向があり、本市においても、令和元年度から精神障害者の常勤職員及び会計年度任用短時間勤務職員を採用していますが、常勤職員に比べ短時間勤務職員の定着率は高い状況にあります。

こうしたことから、精神障害者の雇用をより推進していくため、精神障害者に関する雇用率のカウント方法について、身体・知的障害と同様の等級に応じたカウントの上積み導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、精神障害者の雇用促進のための必要な措置を講じるよう要望します。

また、本市では障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定を受けて市長事務部局と教育委員会が一体となって、障害者雇用に係る取組を進めておりますが、教育委員会における障害者雇用率は低い傾向にあり、全国的にも令和2年7月に公表された「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」において、教育委員会における障害者雇用が十分でないとされ、課題となっています。

市全体として障害者雇用の促進に繋げるためには、教育現場における障害者雇用には特有のニーズがあることなどを踏まえ、各機関がそれぞれの課題の解決に向けて、責任を持って取り組むことが必要と考えられることから、同法第42条に規定される特例認定について、認定を受けている機関ごとに採用や人事配置、労務等を行っているなど、一定の基準を満たす場合には、地方公共団体の実情に応じて選択できるような仕組みとするよう要望します。

【提案・要望の担当】総務局人事・給与課長 大塚 裕文 Tel042-769-8213

37 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、各自治体における取組を支援するとともに、国としても積極的な普及啓発を行うこと。
- 2 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けられることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。

また、仕組みの整備に当たっては、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、自治体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

【提案・要望の説明】

- 1 精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。

このため、国においては、地方公共団体が実施する普及啓発の取組を支援するとともに、真の共生社会の実現に向けて、地域や世代を超えた国全体での積極的な普及啓発に取り組むことを要望します。

- 2 措置入院となった者については、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。

しかしながら、現状では支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。

そのため、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。

また、各地方公共団体で支援体制の整備を進めるに当たっては、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成が大きな課題となっています。

支援の体制整備・拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを国の責任において構築するとともに、体制整備に係る人件費等の財政措置も講じるよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長	奈良 美幸	Tel042-707-7055
健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長	高橋 朋克	Tel042-769-9813

38 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大

厚生労働省

【提案・要望事項】

地域生活支援事業について、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が2分の1になるよう基準額の算定方法を見直すこと。

また、地域生活支援事業の中の移動支援事業として、タクシーの利用料、自動車の燃料費及び障害者施設への通所に係る交通費の助成事業、通学支援事業も対象にすること。

【提案・要望の説明】

地域生活支援事業は、国庫補助金の対象事業の経費に対して国が認める基準額が大きく下回っているため、本市への実質的な補助率は4分の1程度となっており、財政的な負担が課題となっています。

このことから、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に2分の1になるよう基準額の算定方法の見直しについて要望します。

また、本市では、地域生活支援事業の市町村必須事業である移動支援事業のほか、在宅の重度障害者の支援や障害者施設への通所に係る負担を軽減するため、市独自に交通費等の助成事業を行っておりますが、障害者手帳の取得者の増加により、今後更なる事業費の増加が見込まれます。

さらに、障害児の社会生活を支援するとともに、障害児の保護者が仕事と家庭を両立できるよう、保護者の代わりにヘルパーが障害児の通学に付き添う事業が求められています。

これらのことから、障害者がタクシーを利用するときの費用、自動車を使用するときの燃料費及び障害者施設へ通所するときの交通費の助成事業、ヘルパーが障害児の通学に付き添う事業についても、地域生活支援事業の対象にするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 高崎 善幸 TEL042-769-8355

39 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し

こども家庭庁

【提案・要望事項】

医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをすること。

【提案・要望の説明】

令和3年に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族の地域生活の支援は、ますます重要となっています。

こうした中、本市では、国が実施する医療的ケア児等総合支援事業に基づき、医療的ケア児の在宅での療養が一時的に困難になった場合などに備え、短期入所先を確保するために市内の医療機関の運営に対して支援を行っているほか、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの利用等を調整するコーディネーターの配置や医療的ケア児等が直面する課題やその対応策を検討する協議の場の設置、さらに支援者の育成のための研修等を実施しています。

また、医療技術の進歩による医療的ケア児の増加や加齢に応じた支援など、今後、医療的ケア児等への支援については、更なる拡充を検討していく必要があります。

一方で、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児等への支援に係る事業費の額にかかわらず、各自治体で一律とされています。

こうしたことから、今後も引き続き、医療的ケア児等に対し、きめ細かい支援が実施できるよう、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長 奈良 美幸 TEL042-707-7055

40 新築住宅等の太陽光発電設備の設置義務化及び財政支援

国土交通省

【提案・要望事項】

2030年度温室効果ガスの削減目標達成に向け、太陽光発電設備の設置を強力に推進するため、住宅トッパー事業者をはじめとする新築住宅に太陽光発電設備を設置する事業者に対し、早急に財政支援を講じる仕組みを構築すること。また、新築の分譲マンション及び賃貸アパートについても、太陽光発電設備の設置目標を設定するとともに、事業者への財政支援を実施すること。

【提案・要望の説明】

本市は、令和元年東日本台風の被災の経験を踏まえ、指定都市初の気候非常事態宣言において、気候変動による自然災害などから、市民の命と生活、安全を守るため、日常の備えや地球温暖化対策の推進に、全市一丸となって取り組む決意を表明しました。

また、この宣言に基づき、再生可能エネルギー導入の加速化に向けて、住宅等の太陽光発電設備の設置促進のため、新築の大規模建築物を建設する建築主への太陽光発電設備の設置義務や、市内において年間一定量の新築の中小規模建築物を供給する建築事業者等に対し、一定量の太陽光発電設備の設置の義務付け等の太陽光発電設備設置標準化制度の導入に向けて検討を行ってきたところです。

国においては、令和7年4月に住宅トッパー制度を改正し、対象事業者の太陽光発電設備の設置割合の目標が示され、今後、全国的に住宅用太陽光発電設備が増えることが見込まれるところですが、本改正に伴う財政措置は講じられていないことから、自治体間の事業者に対する財政支援による格差や住宅購入費への価格転嫁が懸念されます。こうしたことから、事業者に対する国による財政支援を早急に講じるよう要望します。

また、延床面積が大きい建築物のエネルギー消費量は、社会全体への影響が大きいことから、国のエネルギー政策として、新築の分譲マンション及び賃貸アパートについても太陽光発電設備の設置目標を設定するとともに、必要な財政支援を事業者に対して講じるよう要望します。

太陽光発電設備設置標準化制度（案）の概要（答申後）



国の制度（住宅トッパー制度）の概要（令和7年4月1日施行）



○概要

住宅事業者が供給する分譲戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパート、分譲マンションの省エネ性能の向上を誘導することを目的とした制度。

制度の対象となる住宅事業者（年間に一定戸数供給する事業者）に対しては、目標年度において、目標の達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣が勧告、公表、命令（罰則）をすることができる。

<対象住宅事業者が目標とする省エネ基準>

現行基準					見直し基準案			
建て方	年間供給戸数	外皮基準	一次省エネ基準 BEI （再エネ含む）	目標年度	外皮基準	一次省エネ基準 BEI （再エネ除き）	太陽光発電設備 設置率	目標 年度
建売戸建住宅	150戸以上	省エネ基準	0.85	令和2年度	強化外皮基準	0.80	37.5%	令和9年度
注文戸建住宅	300戸以上	省エネ基準	0.80	令和6年度	強化外皮	0.75	87.5%	
賃貸アパート	1000戸以上	省エネ基準	0.90	令和6年度	強化外皮	0.80	—	
分譲マンション	1000戸以上	強化外皮	0.80	令和8年度	強化外皮	0.80	—	

【提案・要望の担当】

環境経済局環境部ゼロカーボン推進課長

山田 健太郎

TEL042-769-8240

4 1 有機フッ素化合物（P F A S）総合対策の更なる推進

環境省

【提案・要望事項】

- 1 有機フッ素化合物（P F A S）について、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、人への健康影響等の調査研究を加速させ、早急に知見の集積と議論を進め、必要と認められる場合は、規制等の法整備を進めること。
- 2 P F A Sの健康影響に関する科学的知見を更に充実させ、個人の健康影響を評価する方法を示すとともに、評価に基づく適切な対処法を早期に示すこと。

【提案・要望の説明】

- 1 本市の実施した地下水等の調査において、P F O S等が指針値50 ng/Lを超過している地点が確認されている他、特定の事業者を名指しした報道等もあり、市民に不安が生じている状況となっています。

国では、令和8年4月施行の水質基準に関する省令改正により、水道法における水質基準にP F O S及びP F O Aを加え、定期的な水質検査を義務付けることとなりましたが、一方で、現在、土壤汚染や水質汚濁に係る規制等の法整備はされていないことから、対策は事業者の自主的な取組によらざるを得ず、かつ除去等の手法についても明確になっていないため、事業者も的確な対策を講じることができない状況です。

ついては、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、知見の集積と議論を早急に進めるとともに、必要であると認められる場合は、水質汚濁防止法や土壤汚染対策法の（特定）有害物質に位置付けるなど、環境保全を担保するために必要な法整備を行うことを要望します。

- 2 市民団体や地下水を利用する市民から、P F A Sの健康影響に関する相談や、血液検査の実施に関する要望が寄せられています。しかしながら、P F A Sの健康への影響に関してはいまだ科学的知見が不足しており、摂取を避けること以上の対応が困難な状況です。

「P F A Sに関する総合研究」や環境研究総合推進費による研究開発が実施されていますが、更なる科学的知見の集積に向けP F A Sの健康影響に関する調査や研究を推進し、市民の不安を軽減するため、血中濃度等と健康影響の関係性を明確にするとともに、健康影響評価に基づく適切な対処法を早期に示していただくことを要望します。

【提案・要望の担当】

環境経済局環境部環境保全課長	望月 有	Tel042-769-8241
健康福祉局保健衛生部生活衛生課長	松岡 夏洋	Tel042-769-9251

4 2 動物愛護管理の取組に係る財政支援

環境省

【提案・要望事項】

動物の愛護及び管理に関する取組を継続的に進めていくには、地方自治体及び動物愛護ボランティア等における財源確保が課題となっていることから、国において、必要な財政支援を充実すること。

【提案・要望の説明】

本市では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に則り、動物の適正な飼養を図るため動物愛護に関する普及啓発や、道路など公共の場所で負傷した犬・猫の収容及び措置、飼えなくなった犬・猫の引取りを行うとともに、近年、社会問題化している多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、条例に犬・猫の多頭飼育届出制度を規定し、飼い主への適正飼養に係る指導・助言を行っています。

さらには、収容動物の殺処分ゼロを目指し、適切な譲渡を推進するため譲渡対象団体への補助事業等を実施するほか、飼い主のいない猫の繁殖の課題対応や殺処分の削減のため、野良猫等の不妊去勢手術一部助成事業なども実施しています。

こうした本市の取組については、市単独の財源により実施していますが、実態として、動物愛護ボランティア等の御理解と御協力のもと成り立っているのが現状です。

近年、ペットの多頭飼育崩壊、飼い主による虐待・遺棄、飼い主の突然死等による放置等が深刻な問題となっており、自治体、動物愛護ボランティアは、夜間、休日を問わず、動物を引き取る事態が常態化しています。

現在、国では、動物の愛護及び管理に関する法律を改正し、虐待が疑われる場合などに自治体が緊急的に保護する規定を追加することを検討しており、今後、地方自治体が担う役割と責任は益々増大していきます。

動物の愛護及び管理に関する取組を継続的に進めていくには、地方自治体及び動物愛護ボランティア等における財源確保が課題となっていることから、国において、必要な財政支援を充実することを要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部動物愛護センター準備室長 大川 真 TEL042-769-8347

令和9年度
国の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 市長公室 政策部 政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280
seisaku@city.sagamihara.lg.jp